

第二十二回国会
衆議院

地方行政委員会文教委員会連合審査会議録第一号

昭和三十年七月二十日(水曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

地方行政委員会

委員長 大矢 省三君

理事 池田 清志君 理事 龜山 孝一君

理事 古井 喜實君 理事 鈴木 直人君

理事 前尾 繁三郎君 理事 加賀田 進君

理事 門司 亮君

唐澤 俊樹君 川崎 末五郎君

木崎 茂男君 額 彌三君

渡海 元三郎君 徳田 與吉郎君

丹羽 兵助君 青木 正君

藤尾 弘吉君 山崎 巖君

吉田 重延君 川村 繼義君

北山 愛郎君 五島 虎雄君

伊瀬 幸太郎君 中井 徳次郎君

西村 彰一君

文教委員会

委員長 佐藤 觀次郎君

理事 赤城 宗徳君 理事 伊東 岩男君

理事 並木 芳雄君 理事 竹尾 弋君

理事 辻原 弘市君

高村 裕彦君 野依 秀市君

藤本 捨助君 米田 吉盛君

河野 正君 島上 善五郎君

野原 覺君 小牧 次生君

吉田 賢一君 小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 松村 謙三君

國務大臣 川島 正次郎君

出席政府委員

自治政務次官 永田 亮一君

總理府事務官 小林 與三三君

(自治庁行政部長)

總理府事務官 後藤 博君
(自治庁行政部長)
文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君
委員外の出席者
地方行政委員会專門員 園地 與四松君
文教委員会專門員 石井 昂君

本日の会議に付した案件

地方財政再建促進特別措置法案(内閣提出第一一五号)

○大矢地方行政委員長 これより地方行政委員会文教委員会連合審査会を開会いたします。

私が案件を所管する委員会の委員長でありますので、委員長としての職務を行います。

それでは地方財政再建促進特別措置法案を議題といたします。質疑の通告がありますから順次これを許します。

なおただいままで出席されておる政府委員は、川島自治庁長官、永田政務次官、後藤財政部長が見えておられます。辻原弘市君。

地方財政再建促進特別措置法案
地方財政再建促進特別措置法
(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、地方公共団体の財政の再建を促進し、もつて地方公共団体の財政の健全性を確保するため、臨時に、地方公共団体の行政及び財政に關して必要な特別措置を定めるものとする。

(財政再建計画の策定)

第二条 昭和二十九年年度において、歳入が歳出に不足するため昭和三十年年度の歳入を繰り上げてこれに充て、又は実質上歳入が歳出に不足するため昭和二十九年年度に支払うべき債務の支払を昭和三十年年度に繰り延べ、若しくは昭和二十九年年度に執行すべき事業を昭和三十年年度に繰り越す措置を行つた地方公共団体(以下「昭和二十九年年度の赤字団体」という。)で、この法律によつて財政の再建を行おうとするものは、当該昭和二十九年年度の赤字団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治庁長官に申し出て、自治庁長官が指定する日(以下「指定日」という。)現在により、財政の再建に關する計画(以下「財政再建計画」という。)を定めなければならない。

2 前項の歳入又は歳出は、当該昭和二十九年年度の赤字団体の一般会計及び特別会計のうち次の各号に掲げるものの以外のものであるに係る歳入又は歳出で、これらの一般会計及び特別会計相互間の重複額を控除した純計によるものとする。

一 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第一項に規定する地方公営企業及び同法同条第二項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する地方公営企業以外の企業に係る特別会計

二 前号に掲げるもののほか、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条に規定する公営企業に係る特別会計

三 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

3 財政再建計画は、指定日の属する年度及びこれに続くおおむね七年度以内に歳入と歳出との均衡が實質的に回復するように、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第二号ニに掲げる事項については、財政の再建のため特に必要と認められる昭和二十九年年度の赤字団体に限る。

一 財政の再建の基本方針
二 次に掲げる財政の再建に必要な具体的措置及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額

イ 第十二条の規定による地方債の償還を含めて、毎年度実質上歳入と歳出とが均衡を保つことを目標とする経費の節減計画

ロ 指定日の属する年度以降の年度分の租税その他の収入について、その徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画及びその実施の要領

ハ 指定日の属する年度の前年度以前の年度分の租税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画及びその実施の要領

ニ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四条第

二項各号若しくは第五条第二項各号に係る普通税について標準税率(個人に対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とする。)をこえる税率で課し、又は同法第四十条第三項若しくは第五条第三項の規定による普通税を課することによる租税の増収計画

三 指定日の属する年度以降第十

二条の規定による地方債の償還を完了する年度までの間における各年度ごとの歳入及び歳出に關する総合的計画

四 第十二条の規定による地方債の各年度ごとの償還額

五 前各号に掲げるもののほか、財政の再建に必要な事項

昭和二十九年年度の赤字団体で第一項の規定による財政の再建の申出をしないものがある場合においては、自治庁長官は、当該昭和二十九年年度の赤字団体に對し、この法律の規定によつて財政の再建を行うべきことを勧告することができる。

(財政再建計画の承認及び予算の調製)

第三条 前条第一項の規定による財政再建計画は、昭和二十九年年度の赤字団体の長が作成し、当該昭和二十九年年度の赤字団体の議会の議決を経て、自治庁長官の承認を得

なければならぬ。この場合において、自治庁長官は、その財政再建計画による財政の再建が合理的に達成できるように、当該財政再建計画に必要な条件を付け、又変更を加えた上、当該財政再建計画を承認することができる。

2 自治庁長官は、前項の規定により財政再建計画を承認しようとする場合において、当該財政再建計画のうち、各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ)が所掌する事業で国が負担金、補助金その他これに類するもの(以下「負担金等」という。)を支出するものに係る部分が含まれているときは、あらかじめ、当該負担金等に係る事業を所掌する各省各庁の長に協議しなければならぬ。

3 前二項の規定は、財政再建計画について承認を得た昭和二十九年の赤字団体(以下「財政再建団体」という。)が当該財政再建計画について変更(政令で定める軽微な変更を除く。)を加えようとする場合について準用する。

4 災害その他緊急やむを得ない事由により異常の支出を要することとなつたため、財政再建計画を変更する必要があるが、あらかじめその変更について自治庁長官の承認を得ないときは、財政再建団体は、事後において、遅滞なく、その変更について自治庁長官の承認を得なければならぬ。第一項後段及び第二項の規定は、この場合について準用する。

5 財政再建団体の長は、財政再建計画に基づいて予算を調製しなければならない。

(財政再建計画の公表)
第四条 財政再建団体は、財政再建計画の承認があつた場合において、その要領を住民に公表しなければならない。財政再建団体が自治庁長官の承認を得て財政再建計画を変更した場合においても、また同様とする。

(財政再建計画の承認の通知)
第五条 自治庁長官は、財政再建計画を承認した場合においては、遅滞なく、当該財政再建計画に含まれている国が負担金等を支出する事務に関する部分を当該負担金等に係る事務を所掌する各省各庁の長に通知しなければならない。

2 自治庁長官は、市町村に係る財政再建計画を承認した場合においては、その旨及び当該財政再建計画の要旨を、遅滞なく、関係都道府県知事に通知しなければならない。

(国、他の地方公共団体及び公共的団体等の協力)
第六条 国、他の地方公共団体及び公共的団体その他これに準ずる団体は、財政再建計画の実施について、当該財政再建団体に協力しなければならない。

(国の直轄事業の実施に関する自治庁長官への通知)
第七条 各省各庁の長は、土木事業その他の政令で定める事業を財政再建団体に負担金を課して国が直轄で行おうとするときは、当該事業の実施に着手する前(年度を分

けて実施する場合にあつては、年度ごとの事業の実施に着手する前)に、あらかじめ、当該事業に係る経費の総額及び当該財政再建団体の負担額を自治庁長官に通知しなければならない。当該事業の事業計画の変更により財政再建団体の負担額に著しい変更を生ずる場合においても、また同様とする。

(長と委員会等との関係)
第八条 財政再建団体に執行機関として置かれる委員会及び委員並びに委員会の管理に属する機関は、その所掌事項のうち、財政再建計画の達成のため必要な予算の執行その他政令で指定する事項の執行については、あらかじめ、当該財政再建団体の長に協議しなければならない。

(都道府県教育委員会と市町村教育委員会との関係)
第九条 財政再建団体である都道府県においては、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「市町村立学校職員」という。)の当該都道府県の区域内にある市町村ごとの定数は、同法第三条の規定にかかわらず、当該都道府県の教育委員会があらかじめ当該市町村の教育委員会の意見を聞いて定めるものとする。

2 財政再建団体である都道府県の教育委員会は、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する給料その他の給与について教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の四第一項又は市町村

立学校職員給与負担法第四条第一項の規定により定められている当該都道府県の条例の実施については、当該都道府県の区域内の市町村の教育委員会に対し、当該都道府県の財政の再建のため必要と認められる一般的指示をすることが出来る。

(事務局等の組織の簡素化)
第十条 財政再建団体は、他の法令の規定にかかわらず、財政再建計画で定めるところにより、それぞれ条例、規則、当該財政再建団体に置かれてある委員会若しくは委員の定める規則その他の規程で、議会、長又は当該委員会若しくは委員若しくは委員会の管理に属する機関(以下本条中「委員会等」という。)(以下本条中「事務局等」という。)(以下本条中「事務局等」という。)の部課の数を減ずることが出来る。

2 財政再建団体の長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条の三の規定にかかわらず、財政再建計画で定めるところにより、長の事務を補助する職員を議会の議長若しくは委員会等の命を受けて議会若しくは委員会等の事務局等の所掌する事務に従事させ、又は当該長の事務を補助する職員を議会若しくは委員会等の事務に従事する職員と兼ねさせることが出来る。

(長と議会との関係)
第十一条 昭和二十九年の赤字団体の議会の議決が第一号若しくは第二号に該当し、又は財政再建団体の議会の議決が第三号若しくは

第四号に該当すると認められる場合においては、当該昭和二十九年の赤字団体又は財政再建団体の長は、それぞれ当該議決があつた日から起算して十日以内に、理由を示してこれを再議に付することが出来る。

一 第二項第一項の規定による財政の再建の申出に関する議案について否決したとき。
二 第三項第一項の規定による財政再建計画に関する議案を否決したとき。
三 第三項第三項の規定による財政再建計画の変更に関する議案を否決したとき。
四 自治庁長官の承認を得た財政再建計画の達成ができなくなると認められる議決をしたとき。

2 前項の場合において、議会の議決がなお同項各号の一に該当すると認められるときは、当該昭和二十九年の赤字団体又は財政再建団体の長は、当該議決を不信任の議決とみなすことが出来る。

3 昭和二十九年の赤字団体の議会が第一号又は第二号に掲げる議案について、財政再建団体の議会が第三号又は第四号に掲げる議案について、それぞれ当該昭和二十九年の赤字団体又は財政再建団体の長が当該議案を提出した日から起算して三十日以内に議決しない場合又は当該議案を提出した議会の会期中に議決しない場合においては、当該昭和二十九年の赤字団体又は財政再建団体の長は、当該議案を提出した日から起算して三十日を経過した日又は当該議

会の会期が終了した日の翌日から起算して十日以内に、当該議案を再提出することができる。この場合において、議案が閉会中であるときは、当該議案が提出された議会の会期が終了した日の翌日から起算して十日以内に議案を招集しなければならない。

一 第二条第一項の規定による財政の再建の申出に関する議案

二 第三条第一項の規定による財政再建計画に関する議案

三 第三条第三項の規定による財政再建計画の変更に関する議案

四 自治庁長官の承認を得た財政再建計画の達成について欠くことができない事項に関する議案

4 昭和二十九年年度の赤字団体又は財政再建団体の議案が前項の規定により再提出された議案について、なおその再提出された日から起算して三十日以内又は当該招集された議会の会期中に議決しない場合においては、第二項と同様とする。

5 地方自治法第七十八條第一項後段及び第二項の規定は、第二項又は前項の規定により昭和二十九年年度の赤字団体又は財政再建団体の長が不信任の議決があつたものとみなした場合について準用する。この場合において、同法同条第一項後段中「通知をうけた日から十日以内」とあるのは、第二項の場合にあつては「議決があつた日から起算して十日以内」と、前項の場合にあつては「議案を再提出した日から起算して四十日以内又は当該議会の会期が終了した日

の翌日から起算して十日以内」と読み替へるものとする。

(財政再建債)

第十二条 財政再建団体は、昭和二十九年年度における歳入の不足に充てるため及び第三条第一項の規定による財政再建計画の承認があつた日から財政再建計画による財政の再建が完了する年度の前年度の末日までの間に、財政再建計画に基く職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職した職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。)又は市町村立学校職員(以下本条中「退職職員」という。)に支給すべき退職手当の財源に充てたるため、地方財政法第五條第一項ただし書の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2 前項の規定による地方債(以下「財政再建債」という。)の額は、次の各号に掲げる金額の範囲内で当該財政再建団体の財政の再建のため必要と認められる額とする。

一 昭和二十九年年度において歳入が歳出に不足するため、昭和三十一年年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する金額

二 実質上歳入が歳出に不足するため、昭和二十九年年度に支払うべき債務でその支払を昭和三十一年度に繰り延べた額又は昭和二十九年年度に執行すべき事務に係る歳出予算の額で昭和三十一年度繰り越した額から当該支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で昭和二十九

年度に収入されなかつた部分に相当する額その他政令で定める額を控除した金額

三 退職職員に支給すべき退職手当の財源に充てたるため必要な金額

額は、財政再建団体が第一項の規定により起した財政再建債のうち国以外のものが引き受けたものについて、昭和三十一年度以降において当該財政再建債の償還者の申出があつたときは、資金運用部資金(資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六条の資金運用部資金をいう。)又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金(以下本条中「政府資金」という。)の状況に応じ、百五十億円を限度として、なるべくすまやかに、当該財政再建団体が直ちに当該債権者に係る財政再建債の償還に充てることを条件として、政府資金を当該財政再建団体に融通するようにするものとする。

(財政再建債の償還)

第十三条 財政再建債は、前条第二項第一号又は第二号の規定によるものにあつては指定日の属する年度の翌年度以降おおむね七年度以内に、同条同項第三号の規定によるものにあつては当該財政再建債を起した日の属する年度の翌年度以降三年度以内に、それぞれ財政再建計画に基き償還しなければならない。

(財政再建債の許可等)

第十四条 財政再建団体が財政再建債を起し、並びに起債の方法、利息の定率及び償還の方法を変更し

ようとする場合においては、地方自治法第二百五十條の規定にかかわらず、自治庁長官の許可を受けなければならない。この場合においては、自治庁長官は、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

(財政再建債の利子補給)

第十五条 国は、毎年度予算の範囲内で、財政再建債で利息の定率が年六分五厘をこえるものにつき、年二分の定率を乗じて得た額を限度として、当該財政再建債の当該年度の利子支払額のうち、利息の定率を年六分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該財政再建団体に補給することができる。

(財政再建債の促進)

第十六条 財政再建債の促進を図るため、自治庁に、財政再建債の促進を推進する委員会を置く。

2 財政再建債の促進を推進する委員会は、自治庁長官の諮問に応じ、財政再建債の促進の促進について審議し、自治庁長官及び関係行政機関の長に対し意見を申し述べるものとする。

3 財政再建債の促進を推進する委員は、次の各号に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する。

4 委員は、次の各号に掲げる者につき自治庁長官が任命する。

一 自治庁次長
二 大蔵事務次官
三 郵政事務次官
四 都道府県知事を代表する者一人
五 市長を代表する者一人
六 町村長を代表する者一人

七 日本銀行總裁
八 金融界を代表する者二人
九 学識経験を有する者一人

5 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、非常勤とする。

6 前五項に定めるもののほか、財政再建債の促進を推進する委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

(国の負担金等を伴う事業に対する特例)

第十七条 財政再建団体のうち次の各号の一に該当するものが行う国の負担金等を伴う国の利害に重要な関係がある事業及び国が当該財政再建団体に負担金を課して直轄で行う事業で政令で定めるものについては、当分の間、政令で定めるところにより、当該事業に要する経費の負担割合について、特別の定をすることができる。

一 財政再建計画に基く財政の再建が完了するまでに五年度以上を要する財政再建団体

二 前号に掲げるもののほか、第二条第二項に規定する一般会計又は特別会計に係る当該年度の前年度末現在における地方債の現在高が地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十五條の規定により算定した当該年度の前年度の基準財政需要額に政令で定める率を乗じて得た額をこえる財政再建団体

(助言、勧告その他の必要な援助の請求)

第十八条 昭和二十九年年度の赤字団

体又は財政再建団体は、財政再建計画を策定し、又はこれを実施するため必要があるときは、自治庁長官その他関係行政機関の長に対し、助言、勧告その他必要な援助を求めることができる。

(報告及び公表)

第十九条 財政再建団体は、毎年九月三十日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政再建計画の実施状況を自治庁長官に報告するとともに、その要旨を住民に公表しなければならない。

2 財政再建団体は、総理府令で定めるところにより、毎年度、資金計画を自治庁長官に報告しなければならない。

(監督)

第二十条 自治庁長官は、必要に応じて、財政再建団体について財政再建計画の実施の状況を監督するものとする。

(監督)

第二十一条 自治庁長官は、財政再建団体の財政の運営がその財政再建計画に適合しないと認める場合においては、財政の運営を財政再建計画に適合させるため、当該財政再建団体に対し、予算のうちその過大であるため財政再建計画に適合しないと認められる部分の執行を停止することその他当該財政再建団体の財政の運営について必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 自治庁長官は、地方行政又は地方財政に係る制度の改正その他特別の理由により、財政再建団体の財政再建計画を変更する必要がある

と認める場合においては、当該財政再建団体に対し、当該財政再建計画の変更を命ずることができる。

3 財政再建団体が前二項の規定による命令に従わなかった場合においては、自治庁長官は、第十五条の規定による財政再建債の利子の補給を停止し、又は当該財政再建団体が起す地方債について地方自治法第二百五十条の規定による許可をせず、若しくは当該許可をしないことを関係都道府県知事に命ずることができる。

(財政再建債を起さないで行う財政の再建)

第二十二條 昭和二十九年年度の赤字団体が第十二条の規定による財政再建債を起さないで財政の再建を行うこととした場合においては、第十二条から第十五条まで、第十七条及び前二条の規定は、当該昭和二十九年年度の赤字団体については、適用しない。

2 昭和三十年年度以降の年度において、歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げてこれに充て、又は実質上歳入が歳出に不足するため当該年度に支払うべき債務の支払を翌年度に繰り延べ、若しくは当該年度に執行すべき事業を翌年度に繰り越す措置を行つた地方公共団体ですらに財政再建団体となつてゐるものの以外のも

(以下「昭和三十年年度以降の赤字団体」という。)は、当分の間、第二条第一項の規定により財政の再建を行うことを申し出ることができ

る。第二条第二項及び第三項、第

三条から第十一条まで並びに第十八条及び第十九条の規定は、第二条第一項の規定により財政の再建を行うことを申し出た昭和三十年年度以降の赤字団体が行う財政の再建について準用する。

(昭和三十年年度以降の赤字団体の地方債の制限等)

第二十三條 昭和三十一年度以降において、昭和三十年年度以降の赤字団体が政令で定めるものは、地方財政法第五條第一項ただし書の規定にかかわらず、前条第二項の規定によつて財政の再建を行う場合でなければ、地方債をもつて同法同条同項第二号、第三号又は第五号に掲げる経費の財源とすることができない。ただし、政令で定める事業に要する経費の財源とする場合においては、この限りでない。

2 昭和二十九年年度の赤字団体又は昭和三十年年度以降の赤字団体は、当分の間、他の地方公共団体又は公共的団体その他政令で定める者に対し、寄附金、負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む)を支出しようとする場合においては、政令で定めるところにより、あらかじめ自治庁長官の承認を得なければならない。

(退職手当の財源に充ててゐるための地方債等)

第二十四條 地方公共団体は、当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員を退職させる場合(市町村立学校職員については、その定数に関する都道府

県

の条例の改正又は予算の減少により都道府県の教育委員会が都道府県知事と協議して定めた市町村立学校職員の整理の計画に基いて退職させる場合)においては、その退職する職員又は市町村立学校職員に支給する退職手当の財源に充てたため、地方財政法第五條第一項ただし書の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2 地方公共団体は、当分の間、(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條の規定に基き設置される機関で地方に置かれるもの及び同法第九條に規定する地方支分部局並びに裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ)に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基かない負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。)を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国に移管しようとする場合における国と当該地方公共団体との協議に基いて支出する寄附金等で、あらかじめ自治庁長官の承認を得たものについては、この限りでない。

(自治庁長官の権限の委員)

第二十五條 自治庁長官は、政令で定めるところにより、この法律に定める自治庁長官の権限のうち市町村に係るものの一部を都道府県知事に委任することができる。

(政令への委任)

第二十六條 この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合又は境

界変更があつた場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五項中地方財政法第五條第三項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 第二十四條第二項本文の規定は、この法律(前項ただし書に係る部分を除く。)の施行の日前においてなされた国と地方公共団体との契約に基いて、当該地方公共団体が寄附金等を支出する場合については、適用しない。

3 昭和三十年年度に限り、第二条第三項第二号中「個人に対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とする。」とあるのは、「個人に対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とし、個人に対する市町村民税の所得割にあつては、地方財政法第五條第三項の規定によつて算定した率とする。」と読み替へるものとする。

4 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條中第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第号)の規定により地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認し、並びに同

法の規定により財政再建団体について、その財政の運営を監査し、及び監督すること。
第九条中第十八号を第十九号とし、同条第十七号の次に次の一号を加える。

十八 地方財政再建促進特別措置法の規定により地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認し、並びに同法の規定により財政再建団体について、その財政を監査し、及び監督すること。
第十七条中第十五号を第十六号とし、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十五 地方財政再建促進特別措置法の規定による地方公共団体の財政再建計画及びその変更の承認、同法第二条第四項の規定による勧告並びに同法第二十一条の規定による財政再建団体の監督に関すること。

第二十四条の二を第二十四条の三とし、第二十四条の次に次の一条を加える。
(財政再建債償促進審議会)
第二十四条の二 自治庁に、財政再建債償促進審議会を置く。

2 財政再建債償促進審議会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、地方財政再建促進特別措置法第十六条の定めるところによる。

5 地方財政法の一部を次のように改正する。
第五条第三項を次のように改める。

3 第一項第五号の場合における普通税の標準税率は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百三十三条第二項の規定により課税総所得金額を課税標準とし、又は同法同条第三項の規定により課税総所得金額から所得税額を控除した額を課税標準として市町村民税の所得割を課する場合にあつては、当該市町村の市町村民税の所得割の総額が同法同条第一項の規定により所得税額を課税標準として同項に規定する標準税率で課した場合における市町村民税の所得割の総額と同額となる税率とする。

第十二条第二項中「国家地方警察」を「警察庁」に改める。
6 地方財政法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
附則第三項中「第七号及び」を削る。

○辻原委員 当地方行政委員会に付託されております今回政府提出にかかる地方財政再建促進特別措置法案について、私も文教委員会が連合審査を申し入れました趣旨は、すでに大臣もよくおわかりかと思いますが、この地方財政再建促進という趣旨のもとに作られております本法案が、その影響するところ、特に教育委員会の制度あるいは教育行政、ひいては日本の教育全般に対してきわめて大であり、かつその影響は決して好ましいものではなくして、現在都道府県教育委員会あるいは

地方教育委員会、さらに一般父兄大衆が非常な、と申しますよりも異常な関心を持ってこの法案に対して成り行きを見守っておる。教育行政にとってまさにその死活に関する運命になっておる重要法案でありますために、私もとしましては、特にこの機会に本法案の中に包括された教育行政あるいは教育委員会に及ぼす影響について、大臣から明確なお考えを承わりたい、かように考えておるものであります。

そこで最初にお伺いしておきたいのは、本法案がもしかりに成立をいたしました場合には、直接教育委員会に対して非常な制約を加える事項が実はこの法案の中に山積いたしておるのであります。基本的な問題といたしましては、大臣のお考えを承わっておきたいのは、由來教育委員会が充てたし、それから、われわれといたしましては教育委員会制度によって、少くとも戦後十年間の日本の教育の民主化といふのは非常に促進され、その緒についたという感を深く抱いておるわけであり、ますけれども、最近に至りましてこの教育委員会制度に対していろいろな意見を吐く人々があり、政府部内におきましては、この再検討を加えられざるべきを私どもとしても聞き及んでおるのであります。大臣も御承知のように、教育委員会制度は戦前の教育行政に対して根本的な改変を加えるために、少くとも三つの大きな柱を基本として作られておるものであります。一つは、これは直接国の監視、監督からのがれて地方教育を完全に地方自治の建前にのっとってこれを地方に委譲したといふことであらうかと思ひます。いま一つは、一般行政と分離をいたしまし

て、教育に対する執行権限を教育委員会に付与しておること、いま一つは、特に教育行政の中でその推進の裏打ちとなる教育予算について独自の権限を与えておること、この三つの柱が教育委員会存立の大きなゆえんであらうかと私は思ひます。従つてこの三つの柱が根本的にそがれる場合におきましては、これは名は教育委員会でありましても、その制度自体はほとんど意味がないものになってしまうといふことは、これは申すまでもないところであります。従つてこの法案を私どもが見ました場合においては、今申しました三つの柱のどれにも抵触する部分があるという危懼を抱くものであります。本法案を出された所管大臣として、この法案を作成される過程におきまして、この点に対していかうな考慮を払われたか、また今申しましたこの三つの柱をもつて今日まで教育推進に大きな役割を果たしてきた教育委員会制度というものについて、あなた根本的にどういふお考え方をもち、本法案の作成に当られたか、所管大臣としての根本的な考えをこの機会に承わつておきたいと思ひます。

○川島国務大臣 教育委員会の制度につきましては最近いろいろ議論されておるところでありまして、ことに都道府県教育委員会と市町村教育委員会とのあり方につきましても議論があるのであります。しかし今回提案して御審議を願つております地方財政再建促進法におきましては、教育委員会に対しては、根本的な改変を加える考えは少しもないのでありまして、現在の制度の範囲内におきまして、二の点に

改正を加えておるのであります。何といたしましても現在の地方財政といふものは、全部の地方団体ではありませぬけれども、深刻な赤字に悩んでおる団体といふものは、いわば非常時局でありまして、財政上従来とは違つた運営をしなければならぬ立ち直らないのでありまして、こうした観点から地方における執行部、行政委員会並びに議会などに対して若干の修正をしよう、こういう考えであります。根本的に教育委員会の性格を変更するやうなことは考えておりません。

○辻原委員 法案作成に当つては教育委員会の本旨を尊重してやられたという見解であり、なおこの法案を作成したその中においても、委員会が持つておる独自の権限あるいは性格といふものに變更を加えないやうな特別な考慮を払つたとおっしゃいました。果してそうであるかどうかという点につきましては、法案の内容をお尋ねいたしますればなおはっきりすると思ひますので、具体的に申し上げてみたいと思ひます。

第一に、私が指摘をいたしました教育委員会制度をほんとうに尊重して法案を作つたかどうかを証するに足る問題は、教育委員会法第五十六条ないし第五十八条に至る教育委員会に付与された独自の予算の送付権の問題、いま一つは、同じく成立を見たる予算に対する執行の権限、この二つが、この委員会に与えられた他の委員会その他に見られない独特の、独立性を持った予算に対する権限かとわれわれは考えておるのであります。それがゆゑに、今日まで教育行政がこの送付権によつて少くとも不当な圧迫をある程度排除で

きたと私どもは確信をしております。

ところが、今大臣がおっしゃられたように、この独自の予算編成権、執行権というものが果して尊重されて作られているかどうか。この法案の中にある、第二条に示された財政再建計画の策定並びに第三条の財政再建計画の承認及び予算の調製という項を見ますと、教育委員会が教育予算を組んで、再建団体と指定されたその団体は、すべて七カ年の長期にわたる再建計画について自治庁長官であるあなたの承認を経てなければ、執行も編成も行えない、こういうような定めになっておりますが、そういったした場合に、少くとも現行教育委員会の教育予算というものは送付権によって守られ、地方団体の長といえどもそれを気まま勝手に削除することができない教育委員会法の建前になっておるが、この第二条並びに第三条に基づく再建計画の策定とその承認云々という問題は、教育委員会案の五十六条ないし五十八条並びに五十九条、六十条を上回る規定であると私は考えるが、この点について、この案のいづくに教育委員会の送付権が完全に行われ得る余地を残しているか、この点を一つ明確に承わっておきたいと思ひます。

○川島國務大臣 教育委員会案の送付権は、依然としてこれを尊重する建前になっております。教育に関する費用、特に義務教育の費用というものが財政に關係なしに計上されるということは教育委員会の建前でありましようけれども、財政が全く困窮に陥つては教育というものはあり得ないのでありますからして、私どもは地方財政と教育との調和をはかる必要がある。こ

の点におきまして教育委員会と地方の議會なり長との間で調整でき得るような規定を設けたのでありまして、教育委員会の原案送付権を認めないという趣意はどこにも出ておりません。

○辻原委員 送付権は尊重してある。確かにこの法案を作られる文部省との折衝の過程において、この法文の中にうたわれなかったということを私ども聞いておりますけれども、しかし問題は、そういった形式的なことではなくて、私は逆にお伺いをいたしてあるのでありまして、法律上送付権は何ら制約するような条文を書いてないから、尊重したとおるというのでは、今日私は通らないと思うのであります。その条文中によれば、再建計画は自治庁の承認を経て、必要によつてまた自治庁長官がそれに変更を加えることができるのとあるのであります。そういったすれば、結局その再建計画を立案するに當つて、教育委員会は独自に教育予算についてその考え方を教育委員会法の建前通り貫くという、そういう保障の面はどこにも現われてこない。従つて、あなたは尊重し、それについては制約を加えられないと言ふが、どういう形においてどういふふうな制約が加わつていかなければ、おれわれとしては納得がいきかたないのであります。従つてもう少し具体的に、ここはこうなつてゐるから、これは送付権通り委員会の予算については何ら制約を加えるものではないのだ、あるいは別のこういうような条項によつて保障を与えてゐるのだ、そういうふうにお答えを願ひたい。

○川島國務大臣 教育委員会案の送付権の問題につきましては、従来の各地方団体の情勢を見ますと、まれではありますけれども、教育委員会のために地方予算が膨張したという例も絶無ではないのであります。従ひまして教育委員会の原案送付権というものはこれを廃止したらよからうという議論も世間にはあるものであります。そこでこの法案を作成しますとき、文部大臣といろいろその点について話し合つたのであります。やはり教育委員会の原案送付権というものは尊重すべきものであるという結論になりました。これは全然独断でやらぬのであります。地方の長なり議會なりが相談をして立てまする長期にわたる再建計画といふものは、詳細に教育費をどうするか何となくというところをどうするかでありまして、ごく大まかに給与は幾ら、事務費は幾ら、事業費は幾ら、また歳入の面におきましても交付税を幾らに見るか、地方税を幾らに見るか、雑収入を幾らに見るかといふような点しか財政計画には書かないのであります。従つて、私どもがそれに対して修正を求めるといたしても、これは歳入の面におきまして私どもが考えたより過大な歳入の見積りをした場合であるとか、義務的費用において過小に見積りまして、長期にわたつて再建計画が実行不可能に陥るおそれがあるのだという場合に限つて修正を求めるといふのであります。個々の教育費その他の項目について自治庁といたしまして一々内容にわたつて発言をするような考えもありませんし、また法案のどこを見てもそういうことはないのであります。

○辻原委員 お言葉のうちにちよつと気がかりな御発言がありましたので、この機会にお尋ねしておきますが、それは私ども非常に懸念をしておるのであります。というのは今大臣のお言葉の中に、全部とおっしゃられませんでしたけれども、地方財政を非常に窮乏させている原因に教育費の膨脹、これが特記的にあげられるといふふうな趣旨のお話があったわけでありまして、一般的に最近どうも、私はどこだといふことは申し上げませんけれども、ともかく地方財政の窮乏の大きな原因が教育費の最近の膨脹にあるんだ。その膨脹を来たしている理由も、今大臣が言われましたように、教育委員会が独立した行政権を持つてゐる。なかなか原案送付権等、地方団体の長ないしは議會に対しては相当な発言権を有する、そういう規定がその誘因となつて教育費の膨脹を来たしてゐるのだ。だから教育委員会の送付権も削つてしまへ、まためんどくさいから教育委員会もやめてしまへといふうな一つの暴論が起つてゐるのであります。もしそういうふうな長官が考へなされていらつしやるとすれば、これは私はきわめて遺憾であり、かつまた大きな誤謬であると申さなければなりませんので、その点いさ少し的確に伺つておきたいと思ひます。

先般、今見えられました松村大臣に私はその点をお伺ひいたしました。松村大臣ははっきり教育費が地方財政窮乏の直接の原因ではないといふことを申されておるのであります。長官は部分的とおっしゃいましたが、部分的にでも教育費が一体今日の地方財政の窮乏を来たしたその原因とお考え

になつていらつしやるのかどうか、この点は私は重要な点であると思ひますので、お伺ひをいたしておきたいと思ひます。

○川島國務大臣 現在地方財政に盛られております教育費は、いずれも必要なるしかも義務的経費でありますから、それ自体が悪いといふことは私は考えません。ただ教育費が地方財政の中に占めるパーセンテージが非常に多いのでありまして、都道府県市町村を通じますと、非常に大きな率になつてゐるのでありますから、教育費についても相当考慮する必要があると私は考へるのであります。教育委員会が原案送付権を持つておりました、知事の予算編成権と独立した立場にあるといふことは、やはりこのためにある程度の教育費というものが膨脹しやすい傾向にあるといふことは、これは私は言ひ得るのじゃないかと思ふのであります。しかしそれが悪いといふのではない。教育の立場からそれは当然の主張をするのであります。そこで従来ややともすると教育委員会と知事との主張が異なつたがためにいろいろな事件が起りますから、そういう調整をし得るような規定を今度の法案に設けたわけでありまして、頭から教育委員会案の送付権を否定してゐるのじゃございません。予算編成の責任を持つておる長と、教育委員会との間において円満に話がいくように調整し得るやうにといふことを考へて、法案を作つておるわけでありまして。

○大矢委員長 辻原君に申し上げますが、今松村大臣並びに小林行政部長が出席されております。なお委員会に申し入

中にこの審査会を終りたい、こういうふうにしており。五人の通告がございまして、そのつもりで一つ質疑を続けて下さい。

これはこちらでも承しております。決してさしつかえございませんから、一時ごろまでに済みたいと思います。

○辻原委員 ちよと委員長に申し上げたいのですが、今の委員長からの御注意は承わりますけれども、私どもがきのうあなたに約定いたしましたのは、ともかく地方行政委員会審議を急いでおるので、その点は私どもも非常に了解をしなければならぬし、協力をしなければならぬ立場から、できる限り連合審査は時間を縮めて、でき得べくんば午前中に私たちはこの審議を進めたいという、そういう協力の意味で申し上げておる。従って今日の開会

○辻原委員 そこで今川島長官が直接教育費が地方財政の窮乏の原因ではないというふうに言われましたけれども、しかし暗々裡にやはり教育費の占めるウェイトが非常に大きいので、その点について、長と教育委員会の調整をはかる必要があるということを含めて聞きますと、やはり重大な問題を含んでおると考えます。そこで長官にぜひ再認識をしていただきたいのでありますけれども、往々間違われるのは、今長官が御説明になられた点であります。いわゆる地方行政費の中に含まれる教育費の比率というものが、これは確かにその他の経費に比べると大きいということがあります。その比率が大きいというところが、これが直ちに教育費がかかり過ぎる、過大に使われる、膨脹してきておるといふふうに乗っかっておられる面がたくさんあると思う。

方行政費の中では教育費は三〇％ないし四〇％の比率を占めておるでしよう、しかしその膨脹の傾向というものはどうかといえ、決して膨脹の上昇線をたどっておるものではありません。昭和二十四年以来、これはあなたの方自治庁が、あるいは文部省が調査された数字を調べてみても、明らかにその後の傾向というものは、教育費は一般行政費に比較したしまして、漸次下降の線をたどっておる。教育費はその支出が漸次狭められておるといふことを考えました場合に、今日教育費の比率云々でもって地方財政窮乏などという議論は成り立たないと思う。そういう議論をするならば、私のような大きな者は必ず大飯を食って、それで家計の赤字の原因になっておるのだというのと同じ議論である。大きい者がさういふ大飯を食らうて、それが赤字の原因というならば、私のような大きな者、太っている者はとんでもない迷惑をするのと同じで、占める部分が大きいからそれが赤字の原因だというよう

よし悪しは別といたしまして、ともかく人件費であります。特に給与あるいは人員、教育においてはなおさらであります。そういったしまして、大まかに給与の基準をきめる、大まかに定員をきめるんだと思う。ところが大まかにあるならば、それによって一応予算の総額というものが定まるのであります。そういったしまして、この策定計画がそういった大綱的なものであるとは称しながら、議院が議決をして、あなたが承認され、修正された際においては、七カ年を見通した人件費に対する支出の大きなワケがそこできるといふことにならないでしょうか。ならぬのであればけっこうですが、なるとすれば重大であります。教育費の最も大きな部分を占める定員、給与、こういう点について、あなたのお考えに、きわめて重大であると思ひます、いかがでしょうか。

しても、これに重点を置いていろいろ施策をするのではないかと考えておりました、最後の御質問のような御心配は、教育費に關しては起らぬのではないかと、このことは先般参議院でも同様にお答えいたしておるわけでありませう。

○辻原委員 もう少し突っ込んでお伺いいたしますが、教育費あるいは一般職員費などという小分けの形で定められ、大まかにきめるんだということとであつても、きめるには一応基準がなければなりません。一応の算定の基礎というものが、一つのスタンダードがなければならぬ。給与をきめる場合に、それはどういう尺度をお当てるにしようか。地方独自でやっています。やつのものについては、収入の面については過大、過小の見積りがあれば、相当厳密にこれはやるけれども、そういった支出にかかる地方独自の問題にはあまり手を加えられぬとおっしゃいましたけれども、そういう意味合いで地方が独自でおきめなさつたようなものは、大体認められる御方針であるのか。

○川島國務大臣 申し上げるまでもなく、ただいま御審議願っているのは再建団体にだけ適用する規則でありまして、全部の府県あるいは市町村に適用するんじゃないのであります。赤字で深刻に悩んでおるところだけなのであります。そういった地方同体の状況を考へてみますと、赤字の原因などは多種多様でありまして、一概に何かのために赤字になったと断定できにくいのであります。従ひまして再建計画を作ります際にございまして、各再建団別別の事情があるものでありますし、独自の立場で作られるわけでありまして、私ど

○大矢委員長 開会のおくれた時間の

○川島國務大臣 申し上げるまでもなく、ただいま御審議願っているのは再建団体にだけ適用する規則でありまして、全部の府県あるいは市町村に適用するんじゃないのであります。赤字で深刻に悩んでおるところだけなのであります。そういった地方同体の状況を考へてみますと、赤字の原因などは多種多様でありまして、一概に何かのために赤字になったと断定できにくいのであります。従ひまして再建計画を作ります際にございまして、各再建団別別の事情があるものでありますし、独自の立場で作られるわけでありまして、私ど

○川島國務大臣 申し上げるまでもなく、ただいま御審議願っているのは再建団体にだけ適用する規則でありまして、全部の府県あるいは市町村に適用するんじゃないのであります。赤字で深刻に悩んでおるところだけなのであります。そういった地方同体の状況を考へてみますと、赤字の原因などは多種多様でありまして、一概に何かのために赤字になったと断定できにくいのであります。従ひまして再建計画を作ります際にございまして、各再建団別別の事情があるものでありますし、独自の立場で作られるわけでありまして、私ど

○川島國務大臣 申し上げるまでもなく、ただいま御審議願っているのは再建団体にだけ適用する規則でありまして、全部の府県あるいは市町村に適用するんじゃないのであります。赤字で深刻に悩んでおるところだけなのであります。そういった地方同体の状況を考へてみますと、赤字の原因などは多種多様でありまして、一概に何かのために赤字になったと断定できにくいのであります。従ひまして再建計画を作ります際にございまして、各再建団別別の事情があるものでありますし、独自の立場で作られるわけでありまして、私ど

○川島國務大臣 申し上げるまでもなく、ただいま御審議願っているのは再建団体にだけ適用する規則でありまして、全部の府県あるいは市町村に適用するんじゃないのであります。赤字で深刻に悩んでおるところだけなのであります。そういった地方同体の状況を考へてみますと、赤字の原因などは多種多様でありまして、一概に何かのために赤字になったと断定できにくいのであります。従ひまして再建計画を作ります際にございまして、各再建団別別の事情があるものでありますし、独自の立場で作られるわけでありまして、私ど

○川島國務大臣 申し上げるまでもなく、ただいま御審議願っているのは再建団体にだけ適用する規則でありまして、全部の府県あるいは市町村に適用するんじゃないのであります。赤字で深刻に悩んでおるところだけなのであります。そういった地方同体の状況を考へてみますと、赤字の原因などは多種多様でありまして、一概に何かのために赤字になったと断定できにくいのであります。従ひまして再建計画を作ります際にございまして、各再建団別別の事情があるものでありますし、独自の立場で作られるわけでありまして、私ど

もの方から給与はどうしろとか、事業費はどうしろとかいうようなことは、一切言う立場でないであります。ただ給与につきましては、これは毎回問題になっておるのでありますが、現在国家公務員、地方公務員全体につきまして給与の実態調査をやっております。これが今年の秋にはでき上る予定になっておりますが、それを見ますと、大体地方団体別に高い低いということがわかるのであります。そういうことは一つの基準になろうかと存じておりますけれども、特に私の方から、お前の方はこれだけ給与を下げるというような指示は、一切いたさぬつもりになっております。

○辻原委員 給与を除いて他の点については、特別な指示とか修正などということはいたしませんというお話であります。ただ、しかし給与についてはという特別の前置きがございましたが、気になりますので、突っ込んでお伺いをいたします。

私がかねがね国家公務員と地方公務員の給与の問題について存じておりますが、多少その経緯も知っておりますが、今長官がおっしゃられたことによると、この秋には一応その調査が完了して、そういうものが何かの一つのスタンダードになるんじゃないか、こういうふうにおっしゃられたのであります。すが、そういう意味は結局将来この給与について、一応その再建団体に策定計画をやらせ、あるいはそれをあなたが承認なさる場合において、調査に基づいた国家公務員、地方公務員を通じて一つの給与水準というものをお当てになるおつもりであるかどうか、この点をお伺いしておきたいと思ひますし、同

時にこの問題は文部省と自治庁、大蔵省の見解が違つたし、また調査の結果も違つておると思ひますので、そういう調査はおそらく自治庁だけでおやりなさっているんじゃないと思ひますが、自治庁だけでおやりなさつておるとするならば、その結果を文部省とも協議されると思ひのであります。文部省としては、現在そういうものを自治庁から協議された場合に、将来の地方教育費の中の給与費に対するスタンダードとして、かつての定員定額のようにお当てになるお考えがあらうなるのかどうか、この問題は文部大臣にもお伺いしておきたいと思ひます。

○川島国務大臣 地方財政の計画は各地方団体随意のことでありまして、こちらから指示するのではないのであります。今申し上げました給与調査ができましたれば、各地方ではそれを一つの基準にするだろう、こういうことを申し上げたわけでありまして、各地方団体に対して給与を上げるとか下げるとかいうことは、私どもは考えていないのであります。

○辻原委員 今の長官のお話によりまして、かりにそういうものができて、それは計画策定をした場合の承認の尺度には当てはめられない。ただそういうものの調査ができ上つてから、地方は勝手にそれを持っていつて参考にするというのには御自由でありますという趣旨でありますか。その点は一つ明確にしておいていただきたい。国で一律にそういう尺度を示すなんてことはいたしません。

○川島国務大臣 それはただ地方が財政計画を立てる一つの基準にはならうと思ひますが、私の方からそれについて

指示するようなことはいたしません。○松村国務大臣 お答えいたします。今実態調査をいたしておるわけでございますが、これが出ましたときにそのまま当てはめませんが、それをしんしゃくしてやりますか、今のところまだ方針がきまつておりませんので、ここで申し上げる機会にまだ達していません。

○辻原委員 文部大臣にお伺いします。当てはめるか当てはめないかはきまつていないとおっしゃいましたが、そういうことを当てはめることが現行制度の上でできますかどうか、この点をお伺いいたします。

○松村国務大臣 定額制をとるということが、まだきまつておりませんから、従つて、それを当てはめるといふようなことは申し上げかねるという意味でお答えをいたしましたのであります。○辻原委員 文部大臣が、今非常に重要な発言をなさつております。定額制をとるといふことはきまつていないから、今当てはめるといふことは申しませんということは、将来定額制を、この再建整備の法律にからんでおとりになるといふ構想があるかどうか。あるならば、あるとはつきりおっしゃつていただきたい。自治庁長官は、そういうことは国の基準にいたしません、地方は地方で独自に条例で定めるのですから、また地方は独自の権限があるから、押しつけません、とはつきりおっしゃつた。ところが、文部大臣は場合によつては、定額制をとるかもしれないけれども、それは将来の問題であるから、今はそういうことはいたしません、と言ふ。これでは話も食い違ふし、将来非常に危惧の念が出てきます

ので、はつきりおっしゃつていただきたい。定員定額をとる考えがあるのか、ないのか。

〔大矢地方行政委員長退席、佐藤文部委員長着席〕

○松村国務大臣 今の事実につきまして、まず局長から御説明をいたします。

○辻原委員 局長の答弁もけっこうであります。ただし大臣は、どうも将来そういうものを考慮しているような印象を与えておる。これは私だけじゃないと思う。従つて、そのまゝ速記録に載つておりますから、局長の答弁を聞いても、大臣の構想は改まりませんので、白紙ならば白紙と、はつきりおっしゃつていただきたい。

○松村国務大臣 今のところ、まだ白紙の状態にあるとお考え願ひたい。

○緒方政府委員 ただいま大臣から御答弁があらましたのは、それを当てはめるかというお話があらましたので、当てはめるといふことは、定員定額制を前提としての問題であらうというよきな趣旨にお答えになつたのだらうと、私は存じておる次第でありまして、ただいま大臣がお答えになりました通り、現在のところ、そういうことはないのであります。

○辻原委員 私は、文部省の答弁について、非常に不満であります。無責任であります。今一歩私はお尋ねをいたしますが、少くとも現在の義務教育国庫負担法による財政運用の方式は、法律によつて定められた政令の委任事項以外は、国がそういう尺度を示すことはできない。地方独自でそれをきめる。そして、それについて国が事後において清算する。こういう建前を国庫

負担法はとつておると思う。少くとも財政法上はどうであらうと、こうであらうと、ただ教育費の占める比率が大きいということだけで、教育費が赤字財政の原因であるかのような考えを持つ役人もなしとしない。そういうさなかであるだけに、教育費が地方独自、地方住民の意思によつて、教育委員会独自の権限によつて、これを運用していくという制度は、きわめて意義があると思へる。従つて、これについて、国は何らの監督あるいは指示を示す権能は、この法律の精神から許されておらない。しかし、この法律があらうなら、そういうことを将来にわたつて、あるいはあるかもしれないなどという印象を、文部省みずからがにおつすことは、私は断じて許されないと。従つて、緒方さんはおさなりの答弁をしたが、今一度、私はその点についての率直な答弁を聞いておきたい。

○緒方政府委員 お説の通り、現在の制度として、特に義務教育国庫負担法におきましては、実支出額の二分の一を国庫が負担することになっておりますので、国が給料費の半額について指定をしていくというようなことはございしません。ただ教育公務員特例法の中には、給与の額は国立学校の例によるという基準が定められておりまして、これは基準でありますから、相当幅があると思ひますけれども、各府県のアンバランスは、一応これによつて基準を示している、こういう制度であります。現在その通りでございまして、別に何らかの気持はないのでござい

す。○北山委員 関連して。ただいまの御質疑は、この再建促進法の第三条の第

二項に關連した質疑であろうと思うのです。すなわち自治庁長官が再建計画を承認する場合に、その補助金、負担金に關係のある各省各庁に協議をして再建計画をきめなければならぬ、こういうことに關連した質疑であらうと思ひますが、昨日の地方行政委員会における自治庁の答弁では、この協議といふのは、大規模な事業、たとえば総合開発といふような大きな事業に限るものだ。すなわち補助負担金を国から出す場合でも、建設省あるいは農林省等が關係しているような総合開発計画事業、こういうようなものだけに對して協議をするような御答弁があつたわけでありました。そういたしますと、そのような答弁が正しいとするならば、今お話のようなことは、文部省との關係においては起り得ないのではないかと、なるほど文部省關係も義務教育費国庫負担あるいはその他の補助金がございますけれども、それは総合開発といふようなものには關連してはおりないのだから、そういう關係については、自治庁長官は文部省と相談なく再建計画をきめ得るのではないかと。実は、昨日の地方行政委員会では、自治庁の答弁で私もそのように考えたわけなんです。ところがたまたまの御質疑を伺つておりましたと、そうじゃなくして、文部省その他の關係においても、補助金、負担金がある事業官庁、こういうものには必ず協議をしなければならぬ、こういうことを前提としておられる。従つて私はこの点非常に疑問に思ふのでありますが、文部省と自治庁との間にこの点について意見の食い違ひがないかどうか、双方の大臣からこの際明らかにしておいていただきたい。

○川島國務大臣 私どもが協議をすることは、大きな事業關係でありまして、個々のことについて自治庁は關係しないので、各再建団体の自主にまかしていただくわけでありまして、まして給与などについては、私も一切地方自治団体に干渉する氣持は持つておりません。

○松村國務大臣 ただいま川島さんからお答えがございましたので、私も再建計画を立てられる、そのうちの文部に關することにつきましては、十分協議があり、その協議は私どもの主張を十分取り入れらるることと考えております。

○北山委員 そうしますと、自治庁長官のお答えは、すべてそういうことは文部省等は相談しないで、しかも自治庁においても私見をまじえないで、出した再建計画を尊重して承認するんだ、こういうお話であり、文部省としては、そうじゃなくして、やはり相談があるものと考へるような御答弁のようでありまして、そこに食い違ひがあるんじゃないかと思ふのですが、いかがですか。それと同時に、もしも自治庁長官の御答弁のようであるならば、一体この三条の二項といふのは、どういうために置いてあるのか、空文じゃないか。使ひもしない、要りもしない文章じゃないか。自治庁長官が再建計画を出されてきたときに、再建計画を尊重して、承認をするといふのであるならば、それなら何も意味がないじゃないですか。政府はこれを修正するお考えはございませんか。

○後藤政府委員 お答えいたします。三条二項の規定は、先ほど再建計画の内容を長官から御説明がありました。再建計画の中に、明らかに国の負担金または補助金を伴う事業がございまして、個々の場合に、その事業につきましても、關係各省と相談をする、協議をする、こういう規定でございまして、今長官が御説明になりましたのは、一般的な事項につきましては、これはその規定には觸れないので、協議はしない、こういう建前になつておるのであります。

○北山委員 そうしますと、昨日の答弁は間違ひでありますか。昨日は一切の補助金、負担金を伴うものについて、關係事業官庁と協議をするといふのではなくて、この規定はそのうちの大規模なもの、たとえば総合開発といふものについてだけ協議するのだという御答弁であつたと思ひます。これは間違ひでありますか、御訂正になりますか。

○後藤政府委員 昨日申し上げましたのは、例として総合開発事業を申し上げたのであります。再建計画の中に明らかにその事業官庁の事業がたとえば農林省の農地局に關係する土地改良の仕事の縮減とか何とかいうような、大きな問題が明らかに再建計画の中に規定されております場合には、私も協議をする、こういうことを申し上げたと思ひます。

○北山委員 そうしますと、すべて事業に關連する補助金、負担金を伴うようなものについては、やはりその当該事業官庁に対して、自治庁としては協議をする、こういうふうに了解をいた

しますが、そうしますと、必ず再建計画が出てきますと、どういふ団体でも、補助金をもらわない、あるいは負担金をもらわないような団体はないのでございまして、一つの府県の再建計画でも、まず文部、厚生、労働あるいは建設、農林、運輸、すべての各省に協議をするといふことになるわけではございませんか。そうしますと、まず再建計画をきめるというだけでも、ずいぶん地方団体としては手間の要る仕事であります。八年間の準禁治産者になるかならないかという境目でありまして、非常にめづかしいものであります。そしてせつなくきまつてきたものが、自治庁に出される。そうすると自治庁はこれを關係のある各省にみな協議をして、そして最終的にきめる。協議がととのはなければ、これは承認ができないはずであります。そうするとずいぶん三条の二といふのはめんどくさい、行政技術的に見ましても、非常に實際再建計画が本ざまりになるまでは、手数と日数がかかるようになると思ひますが、それを残しておいてよろしいものであるかどうか、自治庁から重ねてお答えをいただきます。

○後藤政府委員 お答えいたします。先ほど長官から申されましたように、再建計画といふのは、非常にばつととした大きな計画なんでありまして、たとえば消費的経費と申しますと、人件費その他の物件費、それから交際費、こういうふうな格好で出て参ります。それから消費的経費は補助を伴う公共事業費、単独事業費、そういう格好で財政規模が考えられるわけでありまして、その場合に、一般的に公共事業を二割落すとか、三割落すとかいう計画

でございますれば、どこに相談をするといふことがないのであります。相談のしようがないから、この場合には相談をしない。ただ公共事業の縮減の中に計画的に初めからどこどこ土地改良事業を何割減らすといふことがはっきりしておる場合には、その關係各省に相談をする、こういう考え方でこの規定は入つてゐるのであります。

○辻原委員 今問題になりました第三条の一項、二項に關する問題であります。自治庁長官が申されました給与等に対する一つの尺度などというものは、財政再建計画を承認する場合に押しつけないといふことが一点、それから二項にいわれている点であります。今同僚北山君から質問によりまして、この第二項に書かれてゐる内容は、相當大規模な事業計画を持つ場合にその關係各省と協議するといふことであつて、その他の一般的事項についてはその都度協議することはあり得ない、こういうお話のように承つたのであります。ところが先般文教委員会におきまして文部省から見解を承りますと、これも誤りではないと私は思ふのであります。法案をそのまま読みますと、その中に「負担金、補助金その他これに類するもの」とある。そういったしますと、私が今ここでお話を申し上げました特に教育費の中の人件費、給与、これは法律によつて負担金になつてゐます。とするならば、これについては、文部省と自治庁の間で協議するといふことにならうと思ひますし、またこの間文部省の答弁によりますと、次のように言つております。「財政再建計画の中に織り込まれた場合

には、国庫負担金あるいは国庫補助金等がございます。この点については十分文部省と自治庁と協議して、その上で財政再建計画を承認する、かように相なると思っています。こう言っておりますが、若干今の御答弁と違ふように思うのですが、一体どちらがほんとうでしょうか。

○後藤政府委員 文部省の協議とおっしゃいますのは、私もよくわからないのでありますが、私どもの規定を作りました趣旨は、先ほど申し上げた趣旨でございます。実際の再建計画を出して参りました場合に、おそらくこの人件費のところは、人件費を二割なら二割落す、こういうことになります。その落し方は、たとえば昇給期間を延長するとか何とかいうような格好で、人員整理を幾らにするかということもあるかもしれません。従って具体的に教育委員会、つまり教育関係者だけを相手にすることは無いと思っております。そういう意味で、もしもあればという意味で文部省はお答えになっただろうと思いますが、大体一般事項でありますから私どもはない、こういうのであります。

○辻原委員 また違ってきたので長官に伺いますが、先ほど長官から出る御説明のありましたのは、三条の趣旨は大綱をきめるのであって、そういうような地方独自の運営に大きな支障を与えるような個々の具体的問題については何ら差し出がましい口はききません、その一つの方向を示すだけであるという話であります。そこでわれわれとしてはそうであるのが当然であつて、わずかの金を地方に与えてやるからといって、高利貸しのような顔をし

て言うことをきけというふうな仕組みは、本来の地方財政の再建方式ではなからうというのがわれわれの考えでございます。ところがどうも法案のにおいがそういうことにおいがするので心配のあまりお尋ねしてみたところ、長官からそういう御心配はいりませんというお話でありました。それならば三条は要らないのではないかと議論も出てきたのでありますが、今あなたの御答弁によると、人件費の項において昇給の期限を延長するとか、あるいは定員を二割減らすとか、こういうことについての一般問題をやるので、ただ内容的に、個々に教育費はどうだとか、その他の警察費はどうだとかいうようなやり方はいたしませんというのですが、それはそんなことをやらなくても、根本で大きなすべつと切れば、これは重大な問題です。そうすると先ほどの長官のお話と全然違ひし、そうであるとするならば、三条というものはきわめて重大になって参りますが、一体どうなんでしょうか。三条によつて首切りが可能になり、三条によつて地方独自の昇給、あるいは地方独自の給与が左右されるということになれば、とんでもない問題であります。これは一体どうなのか、あらためて長官にお尋ねいたします。

○川島國務大臣 先ほどもお答え申し上げた通り、財政状況は各団体によつていずれも違ふのであります。そこで再建団体なる地方団体が長期にわたる再建計画を立てます際に、人件費、事業費、事務費その他いろいろ勘案することは当然であります。その際に特に自分の県では人員整理が必要と認めれば、これはやはりそういう方針をとる

のであります。それはしかし地方独自の考えであります。人員整理をするかしないかというのを私どもが指示するのではございませんで、地方の長と議会とが相談をして人員整理をする必要ありと認めればこれはするでありましょう。しかし私どもの方から人員を幾人整理しろ、幾人整理しろということは決して指示はいたしません。

○辻原委員 大臣の答弁ではっきりおっしゃいましたけれども、どうも事務当局の考えの中には、何か国の方でやれるような、またやりたいようなそういう気分がうかがわれるように思うのですが、それは大臣の答弁で間違いないと、昇給を延期するとかしないとか、昇給を延期するとかしないとか、これは地方独自に計画を策定し、議会にその議決を求める場合にやることであつて、国へ持つてきたときにあなたの方からこれは少し多いじゃないか、これは少し減らしたらどうじゃないか、昇給は少し待たたらどうじゃないか、昇給は少し待たたらどうじゃないかという指示は一切いたしません、こう大臣はおっしゃったのですが、先ほどのあなたの御答へは、どうも国がやるようなにおいがしてならない。一つはつきりおっしゃって下さい。

○後藤政府委員 お答えいたします。先ほどの私の答弁が悪かつたかと思ひますが、長官がおっしゃる通りであります。出てきた再建計画を協議するのではありません、私どもがそれに指示を加えて協議するのではございません。それからこの規定は、地方団体が勝手に事業を非常に縮減した場合に、国の事業に非常に影響しますから、こういう規定を入れまして、その調整をして

いこう、こういう意味の規定なのであります。○辻原委員 今の答弁は将来有効に役立つときがあると思ひますので、私はしっかり承つておきたいと思ひます。本論に戻ります。先ほど教育委員会の原案送付権についてお尋ねをしまして、横にそれましたが、元に戻しまして、長官のお話によりまして、ともかく原案送付権は委員会の条項から削除してないから、これは十分尊重いたしております。私が答弁を求めましたのは、逆に一体どういう形において、この法案が成立後といえども今日通り原案送付権が生きてくるかということをお尋ねいたしておる。地方の長が再建の指定を受けるために計画を立てて議会の承認を求める、それを自治庁長官に提出をする。そういう過程において教育委員会がどういう機会に、どういう形でこの教育委員会の持つておる予算についての送付権いわゆる予算についての独自の権限というものの、権能を発揮し得る場があるのか、これを具体的ににお教え願ひたいと思ひます。これはあるいはない違つてはいけませんから、自治庁長官と文部大臣から具体的にお願いします。

○川島國務大臣 再建団体が再建計画を立てますときには、当然教育委員会にも相談をするべきはずであります。長と教育委員会と議会とお互に相談し合つて作るものでありますから、そこに発言権があるものであります。今度の法案のどこを見ましても教育委員会の原案送付権を否定しておる条項は一つもございません。

○松村國務大臣 お答えをいたします。先般来その点についてははしばしばお答えを申し上げたと思ひますが、私どもは教育委員会の権能につきましては變るところがありませんから、その年々の予算を作りますときには、以前通りの権能を発揮してやっています。財政再建計画を作るときには、御存じのような次第でありますけれども、それは国へ持つてきたときに文部省も参画して協議をし、そしてその実施に当りましては、やはり教育委員会が従来の権能で措置ができるのだ、こういうふうな考へておまして、地方財政の再建には教育の面からできるだけ冗費を節して協力することは当然でございますから、この程度のことにはやむを得ぬと心得ておるわけでござい

ます。○辻原委員 文部大臣はやむを得ないとおっしゃいましたけれども、その点が若干私と見解が異なるのであります。と申しますよりも、自治庁長官のお答へと文部大臣のお答への観点が違つておられます。というのは、長官の答弁をそのまま受け取りますと、送付権については何ら制約をしていないのだから、普通の予算議決の場合と同じように取り扱うことができるというふうには私は今お聞きできるのです。果してそういうことができるのかどうかは、これからお尋ねしたいと思ひますが、送付権は、明らかに法律で書いてあります。文部大臣は忠実にこの法律の通りお答えをなさつたと思ひます。ところがこの法律によるものは財政の再建計画であります。計画を議決する場合に、予算と同様の取扱ひが可能かど

うか、これは法律的に伺いをしななければならぬ。もし自治庁長官のおっしゃる通りに、予算と同じような取扱いをするというのなら承いたしませう。それならば七カ年の長期にわたって計画を立てるその根本のいわゆる財政計画というものは、予算同様であるから、従ってそのときには教育委員会は五十八条の権能を発動して、毎年度の予算と同じようにそれを送付する。こうすればその間にいわゆる長と協議する機会が法律的にできましよう。あるいはそれを削除する場合に、法律に定めた所要の手続を長は必要とするのでありませう。そういうことが法律上可能でありますか。まず長官にお伺いいたします。

○川島國務大臣 私どもが期待しているところは、再建計画が長期にわたる再建計画を立てまして、これを忠実に実行して財政が立て直ることを希望するのでありまして、その範囲内において予算をどういじくるということとは各地方団体の随意であります。従ってこの法案のために教育委員会の原案送付権というものを阻止するという事になつておりません。

○辻原委員 今の答弁では私のお尋ねに対しては全然ピンとがはずれております。私のお尋ねいたしましたのは、そういう一般の見解をお伺いしたのではなく、先ほど申しましたように、送付権は尊重しておる。私がここでできるかできないかというのとは、できると思いますが、やるでしようとかいような話ではない。法律的、制度的にできるかできないかを聞いておるのでありますから、これは法律に準拠して明確にお答え願いたい。あなた

はこの計画策定の際に送付権というのは何ら制約していないのだから、発動するだろうということを言っておく。そうすれば受け取っておるわけです。そうするならばその財政再建計画が議会上に上程される以前に、五十八条の送付権が発動されて、長と法律的に協議する機会がこの法律によって確保されておるかどうかということをお伺いしておる。それが確保されておるならば、確かに七カ年にわたる一応の財政規模をきめる、その計画策定に当たっては、教育委員会の意向を十分反映し、また送付権を十分尊重しているということが言えるのでありますけれども、その点がこの法律をつらつらと読んでみただけではどうもわかりませんので、お伺いをいたしましたのであります。先ほどあなたのお答えによりますと、どうもそれはそういうことにやれそうだと印象を私並びに一般に与えた。ところが文部大臣の御答弁はそうはお答えにならなかった。毎年度の予算について送付権は尊重している、この言う。私のお伺いしているのは毎年度予算ではなくて再建計画そのものについて、いわゆる教育委員会の送付権は確保されているのかどうかという点をただしておるのでありますから、それは一つ法律に従って明確にお答えを願いたい。重ねて長官からお伺いをいたします。

○後藤政府委員 お答えいたします。私の聞き方が悪かったかもしれませんが、原案送付権との問題は、再建計画自体とはすぐ関係はないんじゃないかと思ひます。再建計画を立てまして、毎年度の予算を作る場合に原案送付権が問題になつてくるのであります。再

建計画自体を作ります場合には、もちろん教育委員会、公安委員会等の委員会と協議をしてできるものでありますから、その際において教育関係の発言も相当ありますし、その計画が織り込まれてくる、それを基礎にして毎年度予算を作る場合に、不当に——不当と申しますか、前に約束をしたものと違つた予算を作つた場合は、原案送付権というものが問題になつてくるんじゃないか、そういう問題はあるかもしれないけれども、再建計画自体のときには、原案送付以前の問題でありますから、ちよつと関係がないじゃないか、こういう考えであります。

○辻原委員 今の答弁が正確ではないかと思ひます。私は大臣の場合は、再建計画と毎年度予算と何かごっちゃにせられたように、大臣ははつきり分析されておるかと思ひますが、聞いた方はごっちゃに受け取つておる向きがあらうますが、そこで私は、今のようなお答えであるから問題であるというわけなんです。あなた方は毎年度の予算で送付権が生きておるから何ら制約をしておらない、こうお考えになる、そういうことならば再建計画なんというものは要らぬのです。毎年度予算に影響を及ぼさぬような再建計画ならばこんなものは全く要りません。根本的にこの法律は不要ということになる。毎年度予算に重要な関係を与えるからこそ、いわゆる長期にわたる再建計画というものの意義があるのでありませう。従つて問題は毎年度予算で幾ら送付権を発動して、何じやかんじや言いましたところで、根本的に七年前にそんなことはきまつておると言われたならば、七年目の予算の際に、教育委員

会が幾ら送付権を持ち出してがんばつてみしたところで、根本は動かないのです。そこが問題だといふ。従つてこの再建計画においては従来持つておつた委員会の送付権というものは事実上何ら考慮しておらないし、重大なる制約を長期にわたつて与えているとわれわれは断定してはばからない理由がそこにあるのであります。もしそうでないとおっしゃるならば、一つ長官からそうでない理由を、またそうでないという具体的な一つの反証をあげていただきます。同時に文部大臣も、送付権は保証しているのだから皆さん安心せよというその反証をこの機会に一つ与えていただきたい。再建計画と毎年度予算は重要な関係があるものとすれば、毎年度予算の方向、その大枠というものはすでにその再建計画にほぼ定められておると考えるのが常識であります。そんなときに毎年度の予算の中へ送付権なんかを持ち出して何になりませう。その点について、いやそうでないのだ、こういうふうにできるのだという一つの妙案がありますならば、この機会に承つておきたいと思ひます。

○川島國務大臣 長期にわたる再建計画が策定されまして、これを実施に移すときには毎年度予算を組んでおるのであります。その再建計画の中の予算であります。それが実行不可能になる場合には、これは相当考慮しなければなりませんけれども、教育費を特に圧迫して他の事業をやるといふようなことはあり得ないのであります。必要な教育費は義務的使用でありますから、当然計上されると私どもは確信

をいたしておるわけでありませう。教育費が膨張いたしましたして、毎年児童数の増加に従つて教員もふえませうし、従つて校舎の増築も必要になります。そういう場合には他の使用を圧縮しても教育費というものは尊重される立場におるのである、こう考えるのであります。その場合において原案送付権というものが有効に働くんじやないか、こう思ふのであります。

○松村國務大臣 お答えをいたしますが、私どもがこれに同意をいたしましたのは、大体こういう考え方からでございます。お話しした通り一応の再建計画については制約を受けませんが、しかしその計画は主務省へ認可を求めて参りましたときに文部省も参画をいたして計画をきめますから、その大綱において義務教育に支障のあるようなことにしないことは明らかだと私は思ひます。その範囲内において教育委員会が従来通りの権限で処置をして参るというわけでございますから、どうせ再建計画をやります上においては、できるだけ費用を節して、そして効果を上げていくという努力は必要でございますので、これだけのことは同意すべきであると考えまして、私どもとしてはこの法案に同意をいたした次第でございます。

○辻原委員 文部省は、盛んに送付権が確保されたということを非常に——これは御努力は非常に多としておるのです。しかし私どもとしては、そう鬼の首でもとつたように大丈夫だ大丈夫だと宣伝するようなことは、私がどうもから回りになつてしかたがないというのとはそこなのです。根本を押えられておつて、ワクをかけられて、その範

開で一つ踊ってごらんさいという式なのです。送付権をがんばられた際に、ほんとうにずいぶん努力なさったということをお願いいたしますし、自治庁長官もそれには非常に同意をされて、教育行政のために、教育費確保のために非常な努力を払われたと聞いておりますが、そこまでやられるならば、なぜ根本の再建計画立案に当ってこの送付権を生かすように考慮を払われなかったか、この点についてはまことに遺憾であります。しかしこれは今追究いたしましたも時間がかりますので、その点については重ねてお伺いをいたしますが、将来にわたってこれは重要な点であると考えます。同時に先ほど長官から説明をいただきましたが、そういった抽象概念が、これは確かに長官としては心配はなからうというために、文部省とも協議をされてこの法案を出されたと思うのでありますけれども、しかし教育費というものは何も建築費に限りません。あるいはその他一般的な雑経費に限りません。大きなのは先ほど申しましたように人件費であります。これがほとんど大きな部分を占めておるのでありますから、これが中心になって再建計画の方向がきまるとするならば、これはあなた方が言われるように、その後においてはそれは確保されるから大丈夫だというお話しがありまして、これは一般父兄あるいは教育を主管しておる地方教育委員会、都道府県教育委員会が心配なさる向きは当然だろうと思うのであります。そういった保証が法律的にはないわけでありまして、この点を將來とも重要な問題として一つ長官もお考えをいただいております。

それから文部大臣は、先ほど再三、地方が再建計画を立てられて承認を求められたときには、文部省も参画をしてその実施に当るから、その際に十分協議ができるというお話しがありましたが、それは法律のどこにあるのでしょうか。

○松村国務大臣 それは先刻もここでお話しがありました補助金、負担金のことに關することには、協議が第三条でしたかありまして、そういう意味において十分話し合いができるものと考えております。また大體義務教育の本を破るようなことが自治庁だけでできるものじゃございません。その点は御安心下さって大丈夫でございます。

○辻原委員 文部大臣の非常な熱意のこもった御答弁をいただきました。それ以上はこの問題についてお伺いをいたしません。しかし多少その点先ほどの自治庁の御説明と違つた点がありまして、これは十分意見の調整をしておいていただきたいと思ひます。

時間もだんだんと経過いたしますし、他の委員の質問もありますが、あと二、三点お伺いをいたしておきたいと思ひます。それはこの法律の中に「委員会等」という言葉でもちまして、すべての委員会を包括しているような書き方をしておりますが、その中には当然教育委員会も含まれておるのでありますけれども、私はそれ自体の考え方が——これは一つ十分文部大臣にも見解を伺わなければなりませんし、長官にも一応先ほどお伺いをいたしましたけれども、一般の教員会と、それからこの教育委員会ともごっちゃまぜにしている考え方、根本が私は非常に

に誤りである、また非常に教育委員会そのものの存在を危うくするものである、かように考えるのであります。その点について文部大臣は一体どうお考えになつておられるか。少くとも国会においては、国会の権威というものは、これは私も申し上げるまでもなく、いわゆる公選によつて、国民の意思を代表して国政に参画するがゆゑに権威があるのであります。ただ名前がつくから権威があるのではなくして、また議事堂がらびであるから権威があるのではなくして、公選によるところに国会の権威がある。地方議会もまた公選によるところに地方議会の権威というものがあつてあります。私はそういう意味において、同じ委員会という名前はつくけれども、しかしそれが公選によるものとからざるものではその性格というものは根本的に違つて、そういうことを考えるのであります。そういう公選によつて生まれたのが教育委員会でありまして、それを一視同仁に他の委員会とごちゃまぜにして法案を作成し、そういう考え方に基いて執行しようとするところに一つの誤謬があるのではないか、かように考えるのであります。その点文部大臣、自治庁長官の二つ見解を承りたい。

○松村国務大臣 答えをいたしますが、私もお話し通りの考えを持っております。教育委員会の制度、権限は普通の他の委員会と違つておることは私も承知いたしております。ただしながら地方においてそれが実績を上げておられますのを見ますと、地方の自治の機関ときわめて緊密な連絡を持つておるところにおいて最も実績を上げておりますことは御承知の通りでございます。

ます。両者の間のお互いの協調——単に自己の権限だけを主張するのみでは実績が上つておりませんことは御承知の通りでございますから、そういう意味合いにおいて両者の協調をしていくことを心からわれわれは希望をいたしております。権限はお説の通りでございます。

○川島国務大臣 現在あります行政委員会はいずれも必要かつ重要なものだけでありまして、ただ市町村にありまして公平委員会だけは、過去の実績に徴して、別に廃止の法案を出しておるのであります。今お話し教育委員会はもちろん最も重要な委員会でありまして、公選による委員会は教育委員会以外にも農業委員会があり、海産漁業調整委員会などもあるのでございます。私もとはいへずとも重要な、こういうふうな考えておるわけでありまして、「等」と書いてあります理由は、行政委員会というものは執行部と独立した機関でありますので、それで一緒にしまして「等」というふうな例示いたしましたわけでありまして。

○辻原委員 御答弁を承れば両大臣とも尊重するとおっしゃるのでありますけれども、先般文教委員会でも御質問申し上げましたが、なおかつ釈然としない点があります。これは最大の理由は何かと申しますと、先般の参議院におきまして鳩山総理がこの問題に触れられております。それは占領政策の行き過ぎは正というふうな問題の中で、特に教育委員会を指摘して、これは再検討を要するという重大発言をなさつておる点にかんがみまして、私は今回のこの

法案の中に教育委員会、いわゆる公選による独立権限を持つておる教育委員会を一般行政委員会と同じ列、同じ形に扱つておるといふ点から類推をいたしまして、あるいはこれは私の非常に間違つた推測かも知れませんが、けれども、どうもこの責任者でいらつしやる鳩山総理が再検討を加える、また今回出てきた促進特別措置法によれば、そういうふうな扱い方をしておられる。ここらに教育委員会制度なるものの今後について非常に危機の念を抱くものであります。私は再三申し上げておりますように、戦後日本におきましては、父兄大衆の中でいわゆる婦人の方々が、特に母親の立場にいらつしやる方々が、教育委員会制度の実施によつていかほど教育に対する関心を高められたか。直接教育をやつてもらふ人を私たちが選挙をするのだ、こういうふうな考え方で、あるいは教育委員は地方に出て公聴会を開き、ここに地方住民と直結したいわゆる行政運営が今日なされておるのであります。その中にはまだまだ改善しなければならぬ問題はありますけれども、根本として、私は日本の教育民主化、日本の民主化のために実に大きな役割を果してきたと思つております。そういうような教育委員会が、戦後十年を一こまとしてここに大きな方向転換をするといふことになれば、これは私もとても十分これに対して徹底的な論駁をいたさなければならぬと思つております。従つて私は今両大臣からその見解を承りましたが、さらに政府の最高責任者である鳩山大臣から、この機会にこの教育委員会制度について、その根本の方向を私は示していただく必要

があると思うのであります。従つてこれは委員長に要求するのであります。この機会に総理大臣の出席を要求したいと思ひます。

○佐藤委員長 総理大臣の出席要求はこの次の文教委員会でしたらと思ひます。きうすぐというわけにはいきませんので……

なおまだ五人ばかり質疑の通告もありませんから、一つ簡単に願ひます。

○辻原委員 今の委員長のお答えであります。一つこのことが随時出てくることによつて教育委員会はどうなるのだらう。文教委員会では大臣に尋ねれば、当面はさうなことは考へておられません。あくまで日の新開を見ることが東京の新聞にばつと発表されておる。聞いて見ると、どこから出たかわからぬと云う、あるいは総理大臣が参議院にお出ましになつてさういふような発言をされる。さういふものをあれやこれや集録しますと、何か考へておるなというところは想像されるのであります。だからさうした機会にはつきりしていただきますならば、政府も熱意を持って教育委員会制度を尊重して、なおかつ地方財政窮乏の方と調整をはかつて、向々相待つて国の行政の円滑を期していきたい、さういふ趣旨が明確になるのであります。さういふ意味合いから私は文教委員会に聞くならば本日も必要はないのでありますから、さういふ趣旨のもとに申し上げておきます。これは同僚委員の關係もあります。これは私のみならずひとしく日本の教育に関心を持つ者だれしもが、はつきりと、文部大臣さらに総

理大臣のこれについての言明を聞きたい、さうおっしゃつておるに違ひないと思ひますので、どなたも反対をなさらないと思ひます。この機会に一つ委員長においでさういふお取り計らいができるならば、私は日本の教育の上から非常な幸であると思ひますので、特に一つお取り計らいを願ひたいと思ひます。

○佐藤委員長 総理大臣の出席要求を出してありませんので、きうというわけにはいきません。そのかわりかわつて松村文部大臣からとりあえず答弁をお願いいたします。

○松村國務大臣 総理大臣の出席の御要求をかれこれ私が申し上げるのじやございせんけれども、総理大臣が参議院で申しました考へ方は私がよく存じておりますので、それで私から一応考へ方を申し上げておきたいと存じます。それはほかでもありませんけれども、教育委員会制度そのものについて、従来ともかく意見のありましたことは御承知の通り、そして各党ともいろいろの意見をお持ち合せになつてゐることもわかつております。さうして委員会の運営を見ましても、やはり中にはある程度是正しなければならぬものがあるのじやないかということばだれしも考へられるところ、たとえば人事の運営も地教委の末端においてだけに限られるというやうなことで、人事の停頓等のことも一例として申せばあります。これを一応検討してみよう、さういふやうな意味でございまして、総理が参議院で申されましたもの、趣旨であり、文教委員会等においても、教育委員会制度を白紙の上で立てて再検討してみたい、明年は任期が

切れて選挙の年でもありますから、その前に再検討いたして、もしも改むべきものがあれば次の議会へ出したと申し述べましたのは、さういふ趣旨からでございまして、総理大臣が参議院で申されましたもの趣旨にはかならないことと御了承願ひたいと思ひます。

○辻原委員 私は先般大臣にお伺ひいたしましたときに同様の質問をいたしました。その際に総理が発言されたことは総理御自身から承わなければはつきりしない、それは文部大臣としては直接協議を受けたわけではないのであらずから知らぬということでありましたので、本席重ねてお伺ひしたわけでありました。今お話を承わつたのであります。その後に確かめられたのであります。さういふ問題はその事前からその後に協賛をされて、そして次期通常国会までに成果を得て提出したいといふに政府としては決定したいものかどうか、またその内容は、今の御説明の中にもその片鱗がうかがえるのであります。最近の人事、特に地方教育委員会の発足以来、人事その他の停頓は、われわれも大臣と全く同感であります。さういふ点からこの機会にさういった問題を解決するための必要の改正、言いかえてみると地方教育委員会を廃止するといったやうな考へ方をもあわせ考慮されるというところであるのか、この二点についてお伺ひしておきたいと思ひます。

○松村國務大臣 それは全く白紙の上で検討いたし、今申し上げた人事のことはただ一例にすぎませんが、すべて

について検討いたし、そして大体の考へがまとまれば、そして改むべきものありという結論が出ますれば、それぞれ関係の教育審議会等にも諮りまして、そして議会へ出す、さういふ順序をとりたいて思つております。全く白紙の上で立ちまして十分の検討を加へたい、さういふ考へ方でございます。

○辻原委員 全く白紙であるかどうかについては、いづれ後日文教委員会に十分承わりたいと思ひますが、その問題に就いておきますと時間を経過いたしますので、次の問題に移りたいと思ひます。

先ほどから自治庁長官にお伺ひいたしました点は、教育委員会が持つべき権限を付与されている点について、制約するものではないかという点についての問題でありました。教育委員会の他の同様の行政委員会と異なる点、何ものにもほとんど制約を受けない独立した行政機関、一般地方行政からも独立し、また国と教育委員会との關係においてほとんど独立した形態をとつてゐる、さういふ教育委員会の本来の精神、本来の制度を損なふ心配があるのではないかとこの点についてであります。

第二の問題は、法第二十一条に定められております監督権の問題であります。この条文をずっと読みますと、自治庁長官は再建団体として指定された団体については必要な措置を講ずることを命ずる、さういふ広大な権限を持つてゐるのであります。とすならば、当然これについては、その再建計画の中に教育委員会の問題も含まれ

るのでありますから、これは自治庁長官が直接教育委員会に所要の命令を発し、監督をする権限を持つものとして解されるのであります。さういふ点がもしその通りであるとすれば、これは重大なことであります。すなわち現在において、さきに申しました通り、所管省である文部大臣である文部大臣すら、文部省設置法に見ましても、法律に別段の定めのない限り教育委員会を指揮監督することができないことになつてゐる。いわゆる指導と助言を与える程度であつて、何らそれに対して命令的な監督的な事柄は、法律で特別の定めのない限りできないことになつております。ところがこの規定は一般的規定であつて、いかなる事項についても必要とあれば命令することができ、さうするならば、教育委員会を文部大臣は法律の定めのない限り直接の管理監督はできないが、自治庁長官からはそれができるといふことになつて、一体どちらが所管省であるかわからぬやうになる。それが問題の第一点であります。

いま一つは、この再建計画による自治庁長官の命令は、直接教育委員会に下されるものではなくて、いわゆる地方の長を通じてこれが行われるものであるとするならば、その關係で従来教育行政については直接の権限を持たない地方団体の長が、今度はその自治庁長官の命を委任された形によつて教育委員会に監督命令をすることができ、さういふやうなことになる、教育委員会が果して独立した行政、独立した執行機関であるという性格を保持できるかどうかといふことについて、多大の疑問を持つのは当然であります。従つ

てこの機会にその点を両大臣から一つ明確に、さようなことはございませんとおっしゃるか、あるいはそういう心配が多少ございませんとおっしゃるか、はつきりお答えを承わっておきたいと思ひます。

○川島国務大臣 地方財政の立て直しには、各再建団体が策定しました財政計画というものが実行されることが絶対の必要な要件であります。そこでせつかく立てた財政計画というものが実行されないような状態になった場合に、この二十一条に書いてあるのですが、財政再建計画に適合しないと認められた場合に限って、財政の運営についてということでありまして、私どもは教育委員会の内容まで立ち入ってどういう処置をとるかということは考えておりません。私どもの念願とするところは再建団体が作成したところの長期にわたる財政計画というものがうまく実行されまして、地方財政というものが規定の年度内に立ち直るといふことを希望しているのではありません。それ以上その法律というものは何も要求をいたしておらぬのであります。

○松村国務大臣 これは自治庁が地方教育委員会に直接指令をすることは、これはよくないと私どもは解釈をいたしております。

○辻原委員 ちよつと文部大臣のお答えはあまりに抽象的過ぎましてはつきりいたしません。自治庁長官のおっしゃったお答えは、財政運用についてのみいわゆる命令監督ができることになつてゐるのだ、こうおっしゃいました、確かにその通りであります。その通りであるが、それ自体に問題があるのではありません。文部大臣はそうい

うこともできないとおっしゃつたのであります。さういふことがなければこの管理監督というのの意味がないのでありますから、それはどうでしょう。

○松村国務大臣 私の申しましたことに對して詳しいことは、局長からちよつとお答えをいたさせます。

○緒方政府委員 自治庁長官からお答えがありましたように、自治庁長官は教育委員会に對しまして直接の命令をする、命ずるといふことがないのは、これは法文の上においても当然であります。ただ財政再建団体の財政の運用全体に對しまして、自治庁長官が財政再建計画に適合しないと認める部分について、必要な措置を講ずることを命令するといふことでございませうから、これは財政再建計画遂行のために当然であらうと考えるわけでありませう。

○辻原委員 通り一べんのお答えであります。しかしおっしゃつておられることは干渉を直接的ではないが、間接的に受ける——これは私も直接的とは申しておらないので、地方の長を通じて、財政運用の面において間接的にやる、こういうふうには法文は書いてあるように思つたから、さうお尋ねしたのであります。その点大臣がもしも直接も間接もない、全然ないのだといふふうに御了解になつておるとすれば、これはとんでもないことだと思ひます。私は、財政運用の面から間接的に教育委員会に對して、これは指揮監督の命令を持つものと解釈してさしつかえないと思ふ。それが法文上明確であるかどうかは別として、事実上さういふことになると私は考える。

そこで自治庁長官は財政運用だから何も教育委員会に影響を及ぼさぬのだという話がありましたが、これは一を知つて二を知らざる者のお答えである、こう申しては失礼では失礼かもしれないが、よもや自治庁長官はさういふことを、それが本音であるとは思へておらぬと思ひます。財政運用というのは、すべての事業執行、すべての行政運用の裏づけであるのであります。しかも今日においては、これは金の面によつてはとんだものはその方向がきまるのであります。従つて所要の法律を出さなくても、予算においてきまり得ればその事業は執行できるのであります。しかもそれ自体、これは行政であるのか、その教える内容がどうであるとか、その教える内容がどうであるとかいふことは、ひいては教育上影響を及ぼすところとばかりではありませう。定員一人削減するにいたしましたも、給与を一つきめるにいたしましたも、これすべて教育上重要な影響を与えるのである。従つて財政に影響を与えるといふことは、ひいては教育上影響を及ぼすといふことであります。自治庁長官はさらにお考えになりませうか。

○川島国務大臣 自治庁長官が監督権を發動する場合は、かねて作られておるところの財政計画が、歳出において非常な膨脹をする、あるいは歳入に欠陥が生じた、増納等が非常に多くなつて、財政の運営がうまくいかなかつたという場合に特に注意をするのであります。財政全体としての再建団体の注意を促すのであります。特に教育費をどうしようとかいふようなことは全然ないのであります。ことに教育費のごときは、義務費中の最も重要な義務費であります。教員教のごときのも、ちゃんと規定によつて割り出しておかれるのでありますから、辻原さんの御心配のように、人件費にしろ寄附が来るとしても、それはむしろ私の考へでは教職員よりも他の一般職員にしろ寄附が来るとはいいか、さう考へないわけでもないのではありません。教育費といふものは、この再建整備によりまして、非常な影響を受けることは絶対に考へておらぬのであります。

○辻原委員 直営管理監督はやらぬといふことは大臣もお認めなさつていらつしやるのであります。細部の点は時間がかかりますが、省略いたしますけれども、しかし今最後にお答えになりましたように、教育費だけではない——私は決して教育費だけを申し上げておるのではありません。委員会の問題に關連してお尋ねしておりますが、他の行政費にもさういふ傾向が生れる、これはさらに重大であります。一般経費に影響を及ぼすといふことになりまして、さらに重大であります。しかしこの点は私の本日の質問の要点でございませぬので、申し上げませんけれども、しかし教育委員会に間接的な管理監督の影響が起つてくることは必定であらうと私は考へておるのであります。さらにそれを証明立てる問題として、法の第八条には予算の執行についてまであらかじめこれを同体の長と委員会は協議しなければならぬといふことになつております。従来予算の執行については、それぞれ議決されたものを配付され、独自の出納責任者を置いてこれを執行しておるのが教育委員会の建前であります。そこに予

算の送付権と並んで執行権限の独立といふことが、教育委員会の権能の中で重要な部分を占めておるのであります。それがこの第八条によつてさらに執行の部面にまで——従来は一般行政の長である地方団体の長の制約を受けなかつた委員会が、直接協議するといふことにおいてここに大きな制約を受けることになるのであります。さらに重要な点は、法律には、いかなる事項において協議しなければならぬかといふことを政令に委任いたしてあります。もしこれがかりに適当に政令をお作りなさるようなことになれば、それが非常に広範開なものになつて、教育委員会の予算の執行権といふものは、法文上は独立しておるけれども、事実上は地方の長がほとんどそれをにぎるという結果になるが、この点について一体どうであるのか。また政令で定める事項の内容といふものはどういふものを考へておらぬのか。

この点について伺つておきたい。

○後藤政府委員 八条の政令で指定する事項と申しますのは、いわゆる支出負担行為に該当するようなことであります。内容が申しますと、学校の施設であるとか、予算外の義務負担を伴う契約の締結であるとか、そのほか職員員の昇給昇格等に対する一般的な方針等を私どもは予定しておるのであります。

○辻原委員 今のお話によりまして、政令に委任する一般的事項の内容の中には、いわゆる給与の基準、定員、こ

ういふ問題まで含まれておる。さうしてその執行に當つては、教育委員会は長と協議しなければならぬといふことだと、これは事実上それらについては

委員会は独自の考え方をその行政の上に反映することはできないような仕組みになって参りますが、その疑いはないかどうか。

○後藤政府委員 先ほど最後に申しました職員任命、昇格昇給等の一般的な方針でありまして、この一般的な方針を市町村の教育委員会に流したり、市町村に流したりする場合がありますが、そういう場合にあらじめ協議してもらいたい、こういう意味でありまして、勝手に再建計画を無視した昇給、昇格の基準を示されては困る、こういう意味なのであります。

○辻原委員 時間がありませんで次の点を簡単に聞きますが、その次の第九条の第二項に、いわゆる市町村教育委員会に対して都道府県が所要の一般指示をすることができると、こう書かれてありますが、これは都道府県教育委員会と地方教育委員会の制度の建前から見て、全く教育委員会の制度というものを無視しているものであると私は思う。少くとも地方教育委員会と都道府県教育委員会というものは完全な独立機関である。もちろんこの間に委任事項その他においての関係はありますけれども、しかし制度そのものとしては完全な独立機関である。それを一般的指示ができるなどというところは、これはいわゆる地方教育委員会が都道府県教育委員会の管理下に置かれるという形になって、そこから類推されるものは、やはり何と云っても教育委員会制度の大きな変革を求たしておるものと断定せざるを得ませんけれども、これについて文部大臣、自治庁長官はどうお考えになられるか。

○松村国務大臣 局長に答えさせます。

○緒方政府委員 第九条第二項は、市町村立学校職員給与負担法並びに教育公務員特例法に定めるところの実施について、都道府県の教育委員会が市町村の教育委員会に一般的指示を与える、それは当該都道府県の財政の再建のために必要と認められる一般的指示を与える、こういう規定でございまして、ただいまの教育委員会の制度によりますと、教職員の任命権は市町村の教育委員会にある。しかしながら財政の負担は都道府県の教育委員会がやっておる。ところがその財政の負担をいたします都道府県が赤字財政の再建に財政再建の努力をするわけでございまして、その際に市町村の教育委員会が教職員の任命権を持っておるがゆえに、その財政再建のためにこれを阻害するような任命を事実上いたすということになりますと、それは非常に困ったことになりまして、その困った再建整備をいたします期間に限りまして、その期間にはこの原則を逆にいたしまして、都道府県の教育委員会に指導的な立場を与える、そうして一般的な指示を都道府県の教育委員会がいたす。しかし具体的個々の任命権等に干渉すべきではない、こういう規定でございまして。

○佐藤委員 辻原君に申し上げますが、時間もたいぶ経過しておりますので結論を願います。

○辻原委員 すぐ終わります。法文の解釈を承わったものではございませんので、こういう仕組みをそれぞれ主管大臣はどうお考えになるかということをお伺いしたのであります。と申しますのは、財政再建という何らかの名目がつけば、その制度の根本をゆすぶっていいものであるかどうか。これは、行政と申しますよりも、それぞれ政治家でいらっしゃる所管大臣の方々の一つの制度に対するものと考え方でありまして、こういう理屈がつくからこれがよい、公共の福祉のためだから、いかようにも基本的人権をそこなつてよいという考え方、これは程度の問題であります。そういう財政再建という名をかりて、委員会そのものの根本的な性格を要するもの、これを一時的にでもすることは、これはその制度の根本に対して影響を与える、こう私は申し上げておるのであります。しかしこれは非常に時間が経過いたしますから、あらためて別の機会にお伺いをいたしたいと思っております。

○門司委員 関連して、これは後ほど当委員会でも法制局長を呼んで話を聞くことに大体なっておりますが、この機会に、文部大臣に限って、今辻原君の質問いたしましたことの解決が十分ついておりますので、一言だけ御質問を申し上げます。

○松村国務大臣 局長に答えさせます。

る次第でございまして。財政再建整備のためにこういう規定ができたのでございまして、一時的な例外の規定であると思ひます。

○門司委員 関連して、これは後ほど当委員会でも法制局長を呼んで話を聞くことに大体なっておりますが、この機会に、文部大臣に限って、今辻原君の質問いたしましたことの解決が十分ついておりますので、一言だけ御質問を申し上げます。

○松村国務大臣 局長に答えさせます。

○松村国務大臣 局長に答えさせます。

ります。何ら制約を加えないものならば必要じゃないかというふうな議論も出るくらいであつて、いわゆる制約ができるから、これは意味があるのであります。従つていかにその点の御答弁をいただきましたところで、私たちの疑念はますます深まるばかりであります。そういうような問題をやらんでおる今回のこの再建整備法案であります。ゆえに、私どもとしては、なおこの問題については、その他全般の説明をお聞きいたしますならば、一日あるいは二日やりましてもよく、このころがございせん。それほどに御認識なきやうな問題であることを十分に御中ではな御努力いたしたく点については、地方の教育行政に支障のないよう、特段の御配慮を私はお願ひ申し上げます。

○門司委員 関連して、これは後ほど当委員会でも法制局長を呼んで話を聞くことに大体なっておりますが、この機会に、文部大臣に限って、今辻原君の質問いたしましたことの解決が十分ついておりますので、一言だけ御質問を申し上げます。

○松村国務大臣 局長に答えさせます。

○松村国務大臣 局長に答えさせます。

公選である委員会に都道府県の委員会が、この字句だけでは、一般的な指示と書いてありますが、指揮、命令するがときとは、これは非常に大きな基本の問題に触れておると思ひます。

○松村国務大臣 指揮、命令と申しますことはいかがかと存じますが、公選せられた団体に対して一切の指揮、命令ができないというわけではなからう。たとえば地方教育委員会につきましても、文部省としてある程度の監督——いや、指導、指示をいたし得るのでございまして、そういう範囲内においてやりまことは、これは一向憲法違反とは申されないと考えております。今この条文に書いてあることと私は心得ておる次第でございまして。

○門司委員 今多少言葉の訂正もございしましたが、問題になりますのはこの委員会と委員会との間でありまして、運営その他について、一つの教育行政に関する大臣のお考えが指示されると、あるいはお話が願えるということ、行政運営上の問題であつて、さしたくはないと思ひます。しかし基本の問題として委員会自体は公選された一つの別個の人格を持っております。県の委

○松村国務大臣 局長に答えさせます。

員会も公選による一つの人格を持って
おる。従つて同列であるべきものに対
して一方の委員会がこれに指示を与え
るという、これはいわゆる指示権であ
ります。これは協議でもなければ相談
でもないもので、指示権であります。一
方的の意見を通知するのであります。
これは行政運営とは違ふのでありま
す。基本の問題に就いては違ふと思
うが、その点に対して大臣はどうい
うにお考えになっておるかということ
を私は聞いておる。もう一ぺんはつき
り御答弁を願つておきたい。

○松村國務大臣 大体先刻申し上げ
した通りに解釈いたしておりますが、
これは責任者であります自治庁の意見
を申し上げることにいたします。

○川島國務大臣 義務教育費につきま
しては、予算は都道府県で持つており
ます。教員の任免、昇給等は市町村で
あります。従いまして、市町村におい
て都道府県の持つておる予算を超過し
て勝手に昇給等をするような場合もな
くはないのであります。そういう場
合に予算の執行の任に當る府県教育委
員会が市町村教育委員会に対して一方
的の指示をするということは、これは
財政を健全化する意味におきまして、
やむを得ざる処置だと考えておりま
す。

○門司委員 私もこれ以上議論はいた
しません。もう一言だけ聞いておき
ます。財政の立て直しをするためのや
むを得ざる処置だということ、憲法
をどう解釈するかということとは違
うのであります。今日のこういう姿が
続いて参りますならば、府県と市町村
の間にも問題がいろいろあります。
従つて府県の議会が市町村の議会に対

して指示を与えるというようなことは
とうてい考えられない。今日の行政委
員会の制度というものは、この議会の
制度とはほとんどその性格は同じであ
ります。憲法にもそう書いておる。その
他法律で定めるものについては直接選
挙を行うとはつきり書いておるのであ
ります。要するに憲法の規定に基いた
一つの教育委員会制度であります。市
町村会あるいは都道府県議会もやはり
憲法の条項に基いた公選であります。
従つて憲法は明らかにその独立した執
行機関としての行政委員会を認めてお
るのである。認められた行政委員会が
他の行政委員会の指示を受けなければ
ならないということとは、たゞ短かい
期間でありましようとも、これが臨時
的でありましようとも、根本のものの
考え方としては、私は憲法に触れるも
のであると考える。しかし憲法に触れ
るものであるが、やむを得ぬ処置とし
てこういう処置をとっているのだとい
うお考えなら、また別の考え方ができ
ます。しかし憲法に触れていないのだ
という考え方にはわれわれは承服する
わけには参りません。従つて憲法に触
れるなら触れる、しかし財政再建をす
るにはどうしてもこういうことが必要
だというお考えであるならば、これは
おのずから見解の相違であります。か
ら……。その点はどうなんですか。あ
なた方はこれは絶対に憲法に触れてい
ないのだ、憲法で保障された公選の行政
委員会が他の行政委員会の指示を受け
て動くのだというふうなお考えをお持ち
になつておるかどうか、この基本の
問題についてもう一言答弁願つておき
たいと思ふ。

○川島國務大臣 予算は都道府県教育
委員会が持つておるのであります。教
員の任免、昇給等は市町村の教育委
員会が持つております。予算の執行に
支障を起すような任免をしたり、昇給
をしたりする場合は、当然何らかの措
置をしなければ、再建整備はできない
のであります。そうした局限される範
囲内におきまして都道府県教育委員会
が市町村教育委員会に指示をしよう
というのでありますから、これは決して
憲法に触れるものではない、またこうい
う処置をしなければ、とうてい地方財
政の再建はできません。決してこれは
憲法に触れるものではないと思ふ。

○佐藤委員 次は野原君。
○野原委員 まず自治庁の長官に御質
問いたしたいと思ふ。その質問の
第一点といたしましては、御承知のよ
うに私どもが地方財政を再建するとい
う場合には、私はその内容は二つ考
えられると思ふのであります。
〔佐藤文教委員長退席門司地方行政
委員長代理出席〕
その一つは、今日たゞいま地方公共団
体が非常な赤字を背負つておるから、
この赤字を何とかして埋め合わせなけ
ればならないということが一つ、もう
一つは申すまでもなく、これから先地
方公共団体が絶対に赤字を出さないよ
うな政治対策を講じてやらなければな
らぬ。この二つが地方財政再建の大き
な骨格になるのではなからうかと思
うのでございますが、今回政府から出さ
れております財政再建促進特別措置
法、こういうような法律でこの二つの
内容を果して充足することができるも
のであるとお考えになつていらつしや
るかどうか。まずその点について長
官の見解を承わつておきたいと思ひま
す。

○川島國務大臣 野原さんのお話の通
り地方財政の立て直しはまず現在の蓄
積している赤字をどう処理するかとい
うことと、もう一つは今後赤字が出
ないようにするにはどうしたらいいか、
この二点にあることは申すまでもござ
いません。この法案はとにかく今まで
蓄積している赤字を、これを長期に切
りかえまして、現在各赤字の地方団体
が資金難に悩んでおる、それを救済し
よう、こういうことであります。今後
赤字が出ないようにすることにつ
いてはいろいろな方策を講じていく必
要もありません。これにつきましては機
構的改革も必要であります。この
点につきましては地方行政委員会にお
いていろいろな御議論もあり、御質問
もありまして、詳細に御答弁申し上げ
ておるところであります。御意見の通
りこれは二つの方途が必要でありま
す。

○野原委員 そこで重ねてお伺ひいた
します。これは法文の第一条が明らか
に示しておりますように、臨時的な
特別措置法となつておるわけでありま
す。そこで私はいよいよ自治庁が地
方財政の再建をするためにこのよう
な臨時的な特別措置法を出す限りにお
いては、実はもっと突っ込んだ安定的な
計画的な赤字をなくするところのもの
に対してのお考えがあるに違ひない。
一体今日の地方財政の赤字はどのよう
にすれば、先ほど申し上げました二つ
の内容を完全に充足するとお考えにな
つておるか。その計画的な安定的な
考え方をまずお聞きたいと思ひま
す。

○川島國務大臣 今後赤字が出ないよ
うにするにはどうしたらいいかとい
うお尋ねであります。これには機構の
改革を要する点もありません。また財
源の措置を必要とする点もありません。
これらの問題につきましては、三十一年
度の予算編成の際に十分これを盛り込
もう、要約しますれば地方財政の赤字
解消、財政の健全化は三十年度、三十
一年度、両年度を通じてやろう、こ
ういふ政府の方針であります。

○野原委員 そういたしますと、この
臨時的な特別措置法では地方財政の再
建はきつめておぼつかない。これでは
全くお話にならぬのだ、もっと突っ込
んだ安定的な計画的なものを考えなけ
ればだめだ、こういうお考えでこの法
律案はお出しになつていらつしやい
ますか、お尋ねします。

○川島國務大臣 地方財政を考える場
合に二つに区わけしなければならぬの
であります。黒字の団体あるいは赤
字であつてもきつめて赤字が少額の団
体と、赤字が多くて財政運用に悩んで
いる団体と、この二つに区別してお
るわけでありまして、赤字をたくさん背
負つておるものは一時資金を借り入れてこれ
を合はして、ところがしつぱつと
合はしていきいのであります。それが
ために赤字団体というものは資金難に
悩んで、俸給の遅配欠配等になりつ
つあるものであります。一応この赤字の深
刻な団体だけはこれで救済しよう、こ
ういふお考えであります。

○野原委員 それでは観点を變えてお
尋ねいたしますが、大臣も御承知のよ
うに、地方財政の赤字というものは
年々膨脹しておるようであります。昭

るようにいろいろ努力もして、施策もしておるわけでありませう。

○野原委員 自治庁が地方財政計画と

るのでありますが、その自治庁のお立

てになりました地方財政計画というも

のは、これは一体あなた方が机の上の

フレンで立派な家で暮らすのには、いかとう懸念を私は持つのであります。

す。たとえば昭和二十八年度のこの決

算を私どもが見てみしても、人件費

というものは、地方財政計画上の人物

ております。ところが今度實際に地方

公共団体が人件費を支出しております

のを見ると上まわっておる、四百四十

二億円も上わまつておる、このことに

の仕事をしておるんだ、こういう考

方を自治庁は持ちになるかもしれま

せんけれども、しかし地方公共団体に

言わせれば、自治庁はちつとも地方の

主張をいたしておるわけでありませう。

これらの点についてはどのようにお考

えでございますか。

○川島國務大臣 この問題は、お説の通り、農桑の合算の支出額と、才放計画と

通り實際の繰上の支出額と財政計画とを
盛られた計算とは食い違つておりま

す。これは昭和二十六年に当時の内閣

が地方平衡交付金を算定いたしました。

ときに、地方公務員の給与を国家公務員並みに算入した。そのと

きに差額が出たのでありまして、その

まゝ今日までこれを用いておるわけで

あります。そこで昨年吉田内閣時代に

これを是正するために一応国家公務員並に地方公務員全数について公修

員の給与の実態調査をした、その結果

100

を見て何らかの処置をしようじゃないかということになったのでありまして、その調査がこの秋にはできるわけでありまして、お説の通り給与におきましては財政計画と実際の支出額とは食い違っております。

○野原委員 この問題については、実は私に言わせると、国に大きな責任があるとお見えております。地方公共団体が何で好んで借金をするのでしょうか、赤字になるのでしょうか。四苦八苦して、どうしても公共団体は生きていかなければならぬからやむを得ない赤字を出して今日苦しんでおる。そうなりますと私はどうも自治行政を考えていく場合に、ここで早急に自治庁長官に責任を持ってお考えいただくなければならぬことは、第一は国と地方の財源の配分というものが国に片寄っております。これはお認めいただけると思う。第二にはたゞいま申し上げました地方の財政計画というものが実は机上プランであつて、地方の実態の上に立っていない。第三は先ほど申し上げました災害経費の問題がございます。第四番目には、まあ公債の問題もあるでしょう、これは調べてみると二〇%くらい出されておるようです。その他地方公共団体が今日行なつておる事務を見ましても、国が直接なさねばならぬところの事務を地方公共団体ににおかふせる。私は具体的には申し上げませんが、これらの点について私どもは根本的に考えてやらなければ、このような臨時的な特別措置法で地方の財政再建は促進できないという見解を持っております。これはぜひ一つお考えいただきたい。

そこで次の問題に移りたいと思ひます。

すが、先ほど自治庁長官は同僚辻原君の質問に対してこういう答弁を最初にいたしておるのであります。私は教育委員会制度の根本を改変する意思はございませぬ、こう言われた。これは私もその通りだろうと思つてゐる。いやしくも自治庁長官ともあるものが国の重要な、今日の大きな制度になつております教育委員会の機構制度というものを、文部大臣を抜きにしてあなたに任せようと思つてゐるというわけはないのですから、私はこの言葉は率直に承わりたいと思つてゐる。しかし辻原君の質問に対するあなたの御答弁全体を総括して私どもが考えてみます場合に、今日のこの臨時的な財政再建促進の特別措置法というものは、教育委員会制度の根本をゆるがしてゐるとお考えにならないかどうか。私はこれは謙虚に率直に御反省が願ひたい。なるほど尋ねられていろいろ考えてみると、たとえば予算の作成権にしても、あるいは総合的な長期計画の樹立に當つても、あるいは人事の問題にしても、その他いろいろな問題で教育委員会制度の根本をこれは相当ゆるがしてゐるんじゃないだろうか、こういう御反省が私にはおありじゃないだろうかと思つてゐる。どうも、いかでございませぬ。

○川島國務大臣 私どもは現在の教育委員会を尊重してゐるつもりであります。それで世間では多少の議論がありまして、原案送付権を存置しておるのであります。条文のどこを見まして教育委員会を圧迫するような規定は一つもないのであります。ただ私どもの念願するところは、長と教育委員会とが財政

の運営につきましては円満な調整をしてもらいたい、そして教育委員会も教育を尊重する範囲内におきまして財政の立て直しに協力をしてもらいたい、こういう気持でありまして、教育委員会を軽視するような考えでは絶対ございませぬ。

なされるかもしれぬけれども、首長が教育委員会の意思を無視した場合は、一体教育委員会は何をたてにとつて首長に抗議を申し込むことができるか。法的の保障があるかということを開いてゐるのです。あくまでこれは法律問題なんです。あなたの個人的な主観的なことでは解決できない。首長が教育委員会と仲よくしておるところでは道義的に聞くでしょうが、これは法律的な問題です。法的に教育委員会の意思を尊重しなければならぬという保障が、第二条第一項のどこにあるかを尋ねておるのであります。いかがですか。

○野原委員 あなたの主観的なお気持ち、それからそういう御心情というものはなるほどそうかもしれないのでございませぬが、私が尋ねておりますのは、この臨時的な再建促進という特別措置法について聞いているのです。だからあなたのお気持ちがどうありましても、あなたが作りなつて国会に出しましたこの法律によれば、教育委員会制度の根本をゆるがしてゐるのではないかとこのことを聞いているのです、いかがですか。あなたの御答弁いかんではもう下ります。あなたがそれをそうじゃない、こう突っぱねるならば私は一からまたいかなければならませぬ。一つ謙虚な御反省がいただきたいのです。

○川島國務大臣 私は自分の気持でもまた条文の上でも教育委員会を軽視するような点は少しもない、ほんとうにそう思つております。教育委員会を尊重しながらやつていこうという気持でこの法案を作つてゐるわけでありまして、教育委員会を軽視すると思つてゐるのではないかとお考えは少し思ひ過ぎではないかと思つてゐます。

○野原委員 思い過ぎと逆に指摘されますと、私が思い過ぎかあなたが思い過ぎであるか、ここで黑白を明らかにしたいと思ひます。矢張りですが長官も条文を手持してください。第二条の第一項から参りたいと思ひます。第二条第一項の後段を見ますと、「この法律によつて財政の再建を行おうとするものは、当該昭和二十九年の赤字団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治庁長官に申し出て、自治庁長官が指定する日現在により、財政の再建に関する計画を定めなければならない」としてゐるのですが、この財政の再建に関する計画を定めるものは、教育委員会ではなくて、これは赤字団体の首長であると思つてゐるのです。これは間違ひなからうと思つてゐる。そうなりますと、この首長が財政再建計画を定める場合には、教育委員会に相談しなければならぬのです。ところが相談しなければならぬという法律上の保障がございませぬ。

○川島國務大臣 原案送付権は認めておるのでありますから、単年度の予算を作るときには当然教育委員会の意思は反映するわけでありませぬ。それを考へましても、長期にわたる再建計画を作る場合には、当然教育委員会の考え方も取り入れなければ、長年にわたる予算の円満な執行はできないのでありますから、私は長にしても議会にしても、教育委員会と円満に話し合つて再建計画を作るべきだ、こういうふうにお考えはおるわけでありませぬ。

○野原委員 繰り返します。首長が無視した場合はどうなりますか。

○川島國務大臣 単年度の予算編成のときに教育委員会が原案送付権を実行するわけになるのであります。しかしそういう事態が起らないようにすることとが地方の財政を再建する道でありませぬ。長と議会と教育委員会がお互いに協力しなければ、地方財政再建はできません。お互いにけんかをしてゐるんでは結局財政は破滅するのでありますから、おそらく三者とも腹心たん

ます。第二条第一項の後段を見ますと、「この法律によつて財政の再建を行おうとするものは、当該昭和二十九年の赤字団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治庁長官に申し出て、自治庁長官が指定する日現在により、財政の再建に関する計画を定めなければならない」としてゐるのですが、この財政の再建に関する計画を定めるものは、教育委員会ではなくて、これは赤字団体の首長であると思つてゐるのです。これは間違ひなからうと思つてゐる。そうなりますと、この首長が財政再建計画を定める場合には、教育委員会に相談しなければならぬのです。ところが相談しなければならぬという法律上の保障がございませぬ。

○川島國務大臣 再建計画の策定と原案送付権とは一応区別して考える必要があると思つてゐるわけですが、再建計画の作成は長と議会とでやるのであります。今後再建計画を円満に施行する上におきましても、教育委員会を無視しては当然できないのでありますからして、長が原案を作つて議会に出すときには、当然教育委員会と協議して出すべきものだ、私はそういうふうには深く信じてゐるわけでありませぬ。それになければ今後予算の円満な運営はできないわけでありませぬ。

○野原委員 再建計画と予算の送付権が違ふということは、これは言うまでもないのです。そういうことではなくて、あなたがたがたゞいま申されたように、再建計画を立てるに當つては、首長が教育委員会の意思を無視しては非常な混乱が起るであらう。だから協議してくるであらうとあなたは御期待

○野原委員 思い過ぎと逆に指摘されますと、私が思い過ぎかあなたが思い過ぎであるか、ここで黑白を明らかにしたいと思ひます。矢張りですが長官も条文を手持してください。第二条の第一項から参りたいと思ひます。第二条第一項の後段を見ますと、「この法律によつて財政の再建を行おうとするものは、当該昭和二十九年の赤字団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治庁長官に申し出て、自治庁長官が指定する日現在により、財政の再建に関する計画を定めなければならない」としてゐるのですが、この財政の再建に関する計画を定めるものは、教育委員会ではなくて、これは赤字団体の首長であると思つてゐるのです。これは間違ひなからうと思つてゐる。そうなりますと、この首長が財政再建計画を定める場合には、教育委員会に相談しなければならぬのです。ところが相談しなければならぬという法律上の保障がございませぬ。

○川島國務大臣 再建計画の策定と原案送付権とは一応区別して考える必要があると思つてゐるわけですが、再建計画の作成は長と議会とでやるのであります。今後再建計画を円満に施行する上におきましても、教育委員会を無視しては当然できないのでありますからして、長が原案を作つて議会に出すときには、当然教育委員会と協議して出すべきものだ、私はそういうふうには深く信じてゐるわけでありませぬ。それになければ今後予算の円満な運営はできないわけでありませぬ。

○野原委員 繰り返します。首長が無視した場合はどうなりますか。

かいたになって協議いたしましたして、再建計画を作るべきものだ、またこれが当然だと私は考えておるのであります。

○野原委員 無視された場合にはどうにもしようがないということは、あなたは仰せになりませんけれども、あなたの今の答弁から受ける裏の意味はそこにあるのです。これは無視されてもどうにもならぬと思う。再建計画に当って長官が言われることは、予算送付権があるから、その年度の予算送付権というもので、ある程度教育委員会の意思がそこにあるということが反映できるのではないかと申されますけれども、いやしくも赤字団体として指定された場合は、あなたが認定をしてこれを許す。しかもそれは再建計画に基いて許すわけなんです。そしてその年度の予算というものは再建計画の中の年度予算なんです。再建計画にあずかることのできない教育委員会が予算要求をやつて、予算送付をやつて何の意味がありますか。予算送付権を認めておるのは、再建計画の全体のワークというものが、再建計画の初期に予算送付権が生きてくるのです。予算送付権が認められても、全体の七カ年の長期計画を立てるに当って、教育委員会の意思が法的には全然認められないという

ことになれば、どこに一体教育委員会の行政的な独立、財政的な独立、そういうものがございますか。明らかにこれは教育委員会法第一条の干渉ではないかと考えますが、いかがですか。

○川島國務大臣 再建計画はきわめて大まかなものを作りまして、全然動きのとれないような細目にわたつたものを作るのではありません。従いまして、その範囲内において教育委員会の

意思を反映し得る道は、幾らもあるの

○野原委員 大まかなものを作りますから問題なんです。七カ年という長期計画を作る。そこでは意思の反映はされないのでしよう。それを明確に一つ御答弁いただきたいのです。長期の総合的な計画を樹立するに当っては、教育委員会というものは意思を無視されてもいかんともできないでございましょう。その点についてはあなたはお触れにならない。これは法的にはどうなりますか。

○川島國務大臣 再建計画を作るのは長と議会の責任でありますけれども、繰り返して申し上げるように、教育費というものは地方財政においては重大なウェイトを持つておるのでありますから、当然教育委員会に相談をしてしるべきものでありまして、その相談すらできないようであつては、とうてい地方再建はできないのでありますから、私はそれをかたく信じておる。そして法的にそれがどうなるかという、単年度における予算編成のときに原案送付権というものがあつて、こういうふうにして申し上げておるわけです。

○野原委員 計画を樹立するに當つて、首長と教育委員会が相談する必要があるという考え方を私はしておるのです。これはそうした方が私は教育委員会の精神、教育の民主化という点から、教育委員会という一つの制度を設けた憲法並びに教育基本法あるいは教育委員会法等の精神が生かされると思ふのですが、この点についてはどのようにお考えですか。

○川島國務大臣 予算を議決するのは言うまでもなく議会でありま

委員会の原案執行権というのは、むしろ長と意思が違つた場合には、長の意思と教育委員会の意思と両方議会に出して、議会の決定を待つて、こういうことであるのであります。長期にわたる再建計画を立てます場合には、長と議会と相談して作るというものは当然であります。そのときに長なり議会なりが教育委員会の意思をくみ入れるということは当然あり得ることであり、またそうすることが必要であります。私はこの程度の法律で差しかえない、十分教育委員会の意思が反映する機会もあるし、また義務教育というものはこれによって決してゆがめられない、かように考えております。

○野原委員 長期の計画を立てる上に首長と教育委員会が相談しなければならぬ、その必要を長官はお認めになつていらつしやる。そうならば、その必要というものを法文のどこかにこれをうたわなければならぬじゃないかというんです。ところが必要だといつても、首長が無視した場合に、教育委員会は救済できないのです。法文の上で一つ御答弁下さい。一体どこで救済できますか。必要だと言われても、首長が無視した場合に教育委員会はどこでも戦えない。首長から一方的に押えつてられてしまふ。そういうようなことは好ましくないから、総合的なこれらの計画を立てるに當つては、教育委員会の意思というものをよく認めてやるような条文にされてはどうかという

ことを私はお尋ねしておりますが、あなたの御答弁は私の質問に対してうまう答えてはいるんですが、そうなんだとすれば、条文のどこかに出てこなければならぬが、いかがですか。

○川島國務大臣 教育委員会は予算の原案送付権もありますし、また執行権も持つておりますけれども、予算を作る最終の責任は議会の決議でありま

す。そこで議会と長との協議の上に再建計画を作る、こういうことにあるのであります。その際に当然これは教育委員会の意思というものを反映さすべきものでありまして、法文にうたつてありませんけれども、これは一向差しかえない。責任は議会と長であるのでありますから、この条文で差しかえないと考へます。

○野原委員 予算はその通りでござい

ますが、長期計画に關して教育委員会の意思が認められるようにしてやらなければ、教育委員会法の五十六条ないし五十八条という予算の送付権の問題、あるいは二本建予算の問題は、意味がなくなつてしまふ。いかがですか。意味がなくなつてしまふ。長期計画の中

ではあなたは教育委員会の意思を反映しなくてもいいとおっしゃるんです。それは予算だけでいいんだというけれども、予算だけでいいんだというのと、総合的な長期計画というもののワークが、教育委員会の意思は全然取り入れられないで、首長と議会とあなたと、この三つでまざるんですよ。ところが最終的にはこれを認可するわけだから、そこでそうでなくて、その長期計画というものにも教育委員会をあずからせてはどうか、こう思うのです。が、あずからせて悪いという理由があればお聞かせいただきたい。

○川島國務大臣 いろいろ御議論があるの

のでありますから、あなたは、相談しないかも知れぬ、こういう考えからいろいろな御指摘でありま

すけれども、私は当然これは相談すべきものだ、これは言わなくてもわかつてゐる問題だ、こう考へてゐる。当然過ぎるほど当然なことなのであります。またそれを書かなくても、やらなければ実行できないのでありますから、この点差しかえないと私は思つております。

○野原委員 当然だということになれば、私と同じ意見です。そうなりますと、やはりこれは法文の上で明らかにしていただきたいのです。私はきょうは質問の過程でござい

ますからこれ以上申し上げませんが、お尋ねしてみると、長官は私と同じ見解に立つていらつしやる。そうならば、やはり法律の上で、どこかの法文で、特に私は二条一項あたりでその点の保障をする必要を認めます。長官自身も、これは条文にはうたつていないけれども、気持の上ではお認めになつていらつしやるので、まだ採決にいくまでは時間もあることですから、どうか一つ御考慮をお願いいたします。

いう長い期間にわたる地方公共団体の行財政に対して、その地方の議決機関といふものがどうも最終的には無視されている。形式的にはあつたかかわりませんが、無視されることになる。この点について、大臣としてはどういふお考えを持たれて自治の強力性といふものを奪われたのか、まずこの辺をお尋ねします。

○川島國務大臣 再建計画は議会の承認を得て長が立てるのであります。議案を全然無視して立てるといふ意味ではないのであります。

○野原委員 ところが、第二十一条を見てみますと、自治庁長官は再建団体に對して予算執行の停止、再建計画の變更、再建債の利子補給の停止、地方債の不許可といふような、非常に大きい権限をお持ちになつていらつしやいます。だから首長が議会对して原案を出してしまつても、議会在これを否決するといふことになる、首長は解散権とかいろいろなものを持つてゐる。そういうようなことで、結局自治庁の考へてゐるところの方針といふものが最終的には押しつけられる。地方議会といふものの意思は、その意味においてはこれは十分に認められていないといふことは、あなたもお認めにならうかと思ふ。そこをお尋ねしてゐるわけでは

○川島國務大臣 再建計画を立てまして、予算執行の際にきつめて不適当な財政運営をいたしまして、再建計画がとうてい実行できないといふ場合に限つて、予算の一部の執行停止をしよといふ規定であります。広範的に自治庁長官が再建計画に對する是正をしたり、予算の執行停止といふことは一

向考えておりませんし、そういう意味の条文でもないのであります。

○野原委員 第三条を讀んでみますと、赤字団体の議会の議決を経て、自治庁長官の承認を得なければならぬと書いてゐるところから、やはり議会のいふものを、これだけでは尊重されております。ところが、自治庁長官が氣に入らない、何だ、この決議はおかしいじゃないかといふことであれば、あなたの方が当該財政再建計画に必要な条件をおつけになります。そうしてまたあなたの方が變更をお加へになる。こ

うなりますと、地方住民の意思を反映する地方議会といふものは、あなたのお氣に入つた原案ができるまで審議するだけであつて、最終的にはあなたが全国の赤字団体における地方住民の意思を總括して代理されるということになれば、赤字団体の地方議会といふものは、七十年の間これはあつてなきがごとき状態であつてもかまわぬ、こういうお考えでございませうか。

○川島國務大臣 自治庁長官が独善的な意味で再建計画の變更を求めるといふことはあり得ないのであります。再建計画に盛り込まれた歳入なり歳出なりが、とうてい実行不可能であると認めた場合に限りまして、その点は是正を求めざるわけでありませう。ごくまれな場合に起るケースでありまして、いたずらに再建計画の修正、是正を求めることは、これはいたしてございせんし、また法文の精神もそうではございせん。

○野原委員 あなたのお考えはそうかもわかりませんが、しかし現実の問題として、首長が再建計画の原案を議会に出して、議会在その首長の原案を承

認しない、こういう事態がくるということ、これはやはり問題として残ります。議会の意思といふものは認められぬことになる。それから第三条の法文をすなおに讀んでも、条件をつけたら變更を加えた上であなたが承認するわけではございませうから、実は財政再建計画の最終的な意思決定といふものは、形式的にはあなたがなさることになる。あなたのお氣に召したものがくれれば、あなたは条件はつけない、それから變更もしない。しかしあなたの氣に召さない赤字団体の計画に對しては、あなたの意思を加へなければお認めにならないのですから、やはりそこが私は問題だと思ふ。これは実は大きな問題ではなからうかと思ふ。たとえば憲法第九十二条は地方自治に對して規定をいたしてありますが、こういう憲法九

十二条の精神から見ても、この財政再建債法といふものは憲法の精神をじゅうりんしてゐるのではないかとす。この点は考えられるのでございませう。あなたはたつてそうではないとおっしゃるけれども、私はそう見るのですが、その辺はどうお考えですか。これは大臣からもう一度お聞かせいた

○川島國務大臣 地方の再建団体が立てた再建計画といふものは、歳出の面におきまして、たとえば消費的経費が過少見積りをされておつて、とうてい実行できないと考へられたり、また歳入が過大に見積られまして実行できないといふようなことを判定した場合に、ことに歳入の面におきましては国の交付金その他もあるのでありまして、私の方で判定して、実行不可能と思つた場合に限つて、条件をつ

けたり、訂正したりするのであります。一般的、総合的にこまかい点まで立ち入つて条件をつけたら、また修正したりすることは、一向考えておりませんし、また法文もそういうことを要求はしてゐるのであります。

○野原委員 その点は非常に問題があります。時間もありませんから、次に、先ほど辻原委員が質問いたしましたときに、北山委員が重ねて関連質問をいたしました件で、なお明確を欠いておつたと私は思いますから、お尋ねいたしますが、それは、第三条の二項でございませう。この問題は、文部大臣にも関係がありますから、文部大臣にもお聞きいただきたいのであります。が、義務教育費の国庫負担の制限の場合、これは長官も御承知のように、義務教育国庫負担は、法律によつて支出額の二分の一を国が負担することになつております。都道府県、市町村の負担する実際の額の二分の一は国が負担しなければならぬ。教育の機会均等を確保する上から、かような法律が数年前、この国会において成立を見

た。これは画期的な法律でございませうが、この実支出額の二分の一負担といふことが、赤字団体の場合には、総合的な長期計画の中で制限を受けると私は思ふ。これは絶対に制限を受けないといふ御見解があれば、まず長官の御見解をお聞かせいたしたのであります。

○後藤政府委員 義務教育国庫負担法は、実支出額の半額を負担する、こういうことになつております。いかうかに再建計画をきめまして、やはり実支出額の半額は支給するといふ建前は、絶対にくずれないと考へておりま

す。

○野原委員 そうなりますと、その再建計画の範囲内ではないところが、やはり問題があるのじゃないかと私は思ふ。再建計画を立てる場合に、その赤字団体のその年度の予算が制約を受けると思ふのです。制約を受ける場合に、教育委員会に關しては、教育委員会が必要とする実際の支出額の二分の一を完全に負担していただきたいと思います。非常にけつこい御答弁でございませうが、ただいまの答弁は、実は全国の教育関係者だけではない、これは文部省としても大きな関心を持たれておることと思ふので、重ねて尋ねますが、実際の支出額の二分の一は、自治庁としては再建計画がどうあらうとも、確實に保障してやれますか。

○後藤政府委員 実支出額の半額は、保障できると思ひます。おっしゃいますのは、おそらく実支出額の希望額の半額が負担できないのじゃないかといふことじゃないかと思ひます。

○野原委員 そこで、問題は残るのであります。実は教育委員会は、再建計画の策定にあつては、予算の場合には送付権があつて、おのれの意思を希望する機会はあるでございませうけれども、七十年の長期の計画策定に當つて、意思を發表することができぬのでありますから、実際の支出額の二分の一は、実はこれだけなんだといふ、教育委員会独自の立場に立つた意思の表示がでないのじゃないか。ただいま後藤財政部長が非常に正直にお答へになりましたから、これは問題が残るというわけではございませうが、希望額の意思すら表示できぬじゃないか。そうなれば、

先ほど申し上げましたように、第二條一項のところ、計画の策定に当たっては、教育委員会を必ずしも定めることが、その都道府県、市町村の教育のためにも必要である。もしそれをさせないというならば、赤字団体の教育委員会が完全に消滅したものであるとすら、私は極言したいのであります。この点について、重ねて長官の御見解が承りたい。

○川島國務大臣 義務教育教員の費用の半額は、国庫負担とはっきり法律に明記してあるでありますから、それは当然国で負担すべきものであります。お尋ねの趣旨がどこにあるのか、私はよくわからないのであります。これは当然だと思ひます。

○野原委員 その半額というものは、計画策定前における半額になります。そうすると、あなたがお気に召した計画策定でなくてはうんと言わないのですから、なるほど現在の半額は出すでしよう。しかし最終的にはあなたがその半額すらも規制することになりはしませんか。

○川島國務大臣 ただいま野原さんの御質問は、昇給等の場合は見られないじゃないか、こういう御質問でございませう。

○野原委員 そうではありませう。

○後藤政府委員 義務教育の国庫負担というのは、決算の実額の半額であります。従ってどんな計画であろうとも、決算の実額の半額は絶対に保障されていきますから、その通りに支出されるものと考えております。

○野原委員 そこでその決算ですが、決算に教育委員会が必ずかゝることができぬじゃないですか。なるほど予算送

付権というものがあつて、教育委員会を意思を出すことができるかもしれぬけれども、決算の半額という場合に、教育委員会は計画の策定に当たつて意思の表明ができないんだから、これも首長と議会は最終的には自治庁長官に押しつけられてしまふ、こういうことになるんじゃないかということを私は尋ねてゐるわけなんです。

○後藤政府委員 決算の資料は、私は教育委員会から出て参ると思ひます。その決算の資料は、地方団体の方でそれと間違つた決算をするということ、私は、私は考えられません。従つて決算は、教育委員会の資料に基いてやるものでありますから、おっしゃるようなことにはなれぬと思ひます。

○野原委員 私はそういうことを聞いていないのです。財務部長にもう一度お尋ねしますが、なるほど帳面上の決算というものは、教育委員会の資料に出てくるでしよう。私の言うのは、最終的に二分の一を負担するという場合に——教育委員会にその二分の一の予算を出す場合、その二分の一というものは、実は七カ年の総合的な長期計画の中で規制されてしまふんじゃないか。その総合計画に教育委員会の意思があつて、それができないんだから、結局押しつけられた二分の一というところになつて、形式的には教育委員会から出た決算の二分の一でございませうけれども、教育委員会が必要とする教育予算の二分の一にならぬじゃないか。必要とする意思すらも表明することができぬじゃないか。そういう機会をどこかで与えてもらいたい、こういうことを訴へてゐるわけなんです。

○後藤政府委員 最初に財政再建計画を立てました際に相談をいたしますが、その際に教育費のあるべき姿、七年間なら七年間の計画でございまして、七年間の教育の費用を大体確定することになると思ひます。そういうこととてなつて、おそらく先ほど申しましたように、人件費は大体どのくらい、教育費の負担金はどれくらいという想定をいたします。その想定と決算とが違ふことが多少あるかもしれませう。しかし多少の違いは、私もはたとやかく言うつもりはございませう。一応のそういう計画を作りまして帳じりで、赤字の借り入れしました起債の償還をでき得る限度において、多少違つておりましたも、私はそれは認めるよう。別にその辺はきちつと合せなければいけないというふうには考えておりません。

○野原委員 そこで七年間の教育費を赤字団体がきめる場合に、教育委員会はその数字をきめる場合に法的にあつて、その数字をきめる場合、首長が相談してくればできるという長官の見解だけでも、首長から無視されれば仕方がない。そうならば最終的に出てきたものの二分の一はもうでしようけれども、一体どこに教育委員会という教育に対する独立行政機関の存在価値があるかというのを私は申しておるのである。だから、その七年間の意思をきめる場合に、それを策定する場合に、法文の上で、教育委員会を必ずからせる必要を財務部長はお認めにならぬかどうか。

○後藤政府委員 お答えいたします。先ほど長官からお話のございましたように、当然事前に教育委員会に相談をするだらうということ、私もそれは法文に入れなかつたのであります。

○野原委員 それではつきりいたしました。事前に相談をするだらうという希望の範囲で法文に入れていない、こういうことであつて、事態は明確になつたのであります。私は必ずしも首長と教育委員会の間というものは、そのように円滑にいつてゐるものとは思ひません。相談をしない場合における保障をぜひともやつていただきたい、このことを私は要望いたします。この面については、いずれまた自治庁自体としてこれらの法文に対する考え方というものを、おまゝとめになられて、私もは結論を出していただくように要望いたします。質問を終わります。

○松村國務大臣 お答えいたします。法文の今の範囲のことは局長から説明させますけれども、政治的に見ますならば、もちろん自治庁の長官と文部大臣とがすべてにわたつてよく協議をして支障のない決定をいたすことと私は考えて、了解をいたしてあります。しかし、この法文そのものの解釈に關しましては、局長から答弁いたします。

○門司地方行政委員長代理 北上君。○北山委員 ただいまの野原委員の質問の初めの方に關連するのですが、例の第三条の第二項です。ただいまの御答弁ではどうもはつきりしない。そこで伺ひをします。第三条第二項によつて関係事業官庁、まあ文部省ですが、文部省としては補助金、負担金に關する事業費の分についてどういふ種類の協議をしておらなければならぬと考へておるか。いろいろあるわけですが、教育関係も、義務教育の国庫負担もあれば、あるいは六・三制の建築の補助金もあれば、あるいは産業教育振興法の場合もある、あるいは社会教育もあるというふうないろいろありますが、そういうふうな教育関係の補助金、負担金を伴うものは全部文部大臣として協議を受けるべきものである、かように考へておるか。そうでないとすれば、どの範囲で協議を受けるべきものと解釈しておるか。これは大事なことでありますから、文部省の方から御見解をお伺ひします。

○後藤政府委員 再建計画は、そういうふうなこまかいものに私はできないと思つております。申し上げましたように、消費的経費と申しまして二つ三つくらいな項目であります。債務の方はもちろんある程度こまかくなりますが、それでも四つか五つの項になつてしまひます。そういうものでバランスを出していくのであります。従つて、そういう場合に、先ほど申しましたように、はつきり農林省なら農林省の所管の事業を縮小するやうなことになるやうな、農林省の考へております国の施策に影響がございしますので、その間の調整をはからうという意

委員会の権限は、ぜひともこれを確保しなくちゃなりません。しかしながら、地方財政の窮乏に対しては、これはできるだけ経費を節して、それに共応して参ることも、これまたやむを得ないところでございまして、そういう意味合いからいたしまして、先刻申し上げました通り、一面には教育委員会の権限を確保するとともに、一面においてはその地方財政の整理に援助を与え、しかしそれがまた教育に及んではなりませんから、その計画に対しては文部省も自治庁との協議に参画する、こういうような構想のもとに、その点で折り合うた次第でございまして。

○小牧委員　ただいま文部大臣から御答弁がございましたが、先ほども申し上げました通り、これはいろいろ考えられてでき上った法案である。まず第一に、今日の地方財政の赤字を救済するために、地方公共団体の議会の権限に圧縮を加える、さらにまた教育委員会に権限に圧縮を加える。従いまして逆にこの順序を申し上げますならば、非常に弱いところの教育委員会、その次に地方公共団体の議会、またその次は行政の首長の権限、こういうところに固体的に圧縮を加え、中央権力をもつて干渉して参るということによって今日の地方財政の赤字を解決しよう。この上に自治庁長官が立って、なるほど、先ほどからいろいろ御説明はありましたが、あれども、実質上これだけの段階の頂点に立つて掌握して、赤字を処理して参ろうという構想のもとに現われておることは、私は否定し得ないと思うのであります。

そこでまず第一にお伺い申し上げたのは、第三条の五に、一、財政再建団体の

の長は、財政再建計画に基いて予算を調製しなければならぬ。こういう法文があるわけでありすが、先ほどから松村文部大臣ないし自治庁長官は、こういったものが教育委員会の予算の作成に影響を及ぼさないという御答弁があったように私は聞いたのでございますが、しかしながら行政の首長にこのようにして予算の調製権が与えられるとするならば、予算を具議案する以前において、すでに行政の首長の力によりまして、実質上あらゆる面にわたって再建計画の名のもとに非常な切り盛りが行われて、しかる後にこれが議会に提案されるということ

は、實際上直ちに起ってくる現象であろうと考えるのであります。そうなりますと、先ほど来いろいろ御答弁はありましたが、この行政の首長の調製権というものが、そういうところまで侵犯しないという保証が全然ここにないという自治庁長官の御答弁を承わりたいのであります。

○川島国務大臣 従来地方財政運営の一つの欠陥は、長期にわたって計画的な運営が立たなかったということでありまして、そこで今回は、赤字再建団体に對しましては、数カ年間にわたる長期の財政計画を立ててもらいまして、その範囲内において財政運営をしてもらう、こういうのであります。五年もしくは七カ年の長期計画の中において、単年度ごとに予算を作る場合には、その計画の範囲内において予算を作ってもらいたい、こういうことをその規定は要求しておるのであります。これが逸脱するようでありましては、

財政の再建はできないのでありますからして、絶対にこういうことは必要だと私は考えておるのであります。せっかく立てた再建計画が、これが乱れるようでありましては、結局再び赤字の地方団体に戻るといことになるわけでありまして。

○小牧委員 今日窮迫いたしておる地方公共団体の財政を再建する、ところが一体今日非常に困っておる地方公共団体が、財政再建計画なり財政計画を立てる場合において、具体的に實際的に果してどうするであろうかということとを私はここで考えてみたいのであります。

まず第一には歳入を考えなければならぬ。歳入は御承知の通り地方税また平衡交付税その他からの補助あるいは負担金あるいは起債その他雑収入、使用料、手数料、こういったものから一応大まかに構成されておる。ところがこれは毎年こういったものの数字をながめてみますと、大きな変動はないのであります。しかるに今度は財政支出の面を考えてみますと、これはそれそれいろいろな種類にわかれておるわけでございますが、この財政の支出の面に圧縮を加える、まず第一にこのような方法がとられることは火をみるよりも明らかであるかと思ふのであります。一体土木費を削るかあるいは社会労働費を削るか、あるいはまた産業経費を削るか、あるいはまた先ほど来いろいろ問題となっております地方財政の中に大きな比率を占めておる教育予算に手をつけるか、何らかのそういった具体的な措置を講じて、そうして自治庁長官に行政の首長が財政再建計画を提出する、こういうことになる

であらうと思ふのであります。こういうときに、まず第一に、行政の首長は計画を作る前にこれを調製しなければならぬ。こういうときに、先ほど来いろいろ懸念をもって質問されておるますように、何といたしても大きな比率を占める教育財政へ向って大きくしわ寄せがなされて参る、そうならなければけつこうでございますが、この法案の中に現れたいろいろな条文を見ますと、教育委員会の権限を圧縮するということが相当な重点が置かれておる。相当力を注いでこの法案というものが構成されておることは一目瞭然であります。従って先ほど来辻原、野原議員等から、こまかい各条文に向って疑問とする点を、圧縮を加えるのではないかと、干渉を加えて参るのではないかと、このことをたびたび質問をされておるのであります。私自身もそのような懸念を持つ一人でありすが、こういふことが果してここに出ておる条文によつて圧縮を加えない、干渉を加えないということが保証されるかどうか。なるほど松村文部大臣はそういうことは無いということをおっしゃる。これはこの法律の適用とか運営に當つていろいろ解釈上相違が生れる危険性のある条文がたたくさんある。松村大臣のように、閣内において重きをなすような大臣である場合は、あるいは松村大臣の言われる通りそういう点について心配はない、これについて他の人々もあるいは信用するかもしれない。しかしながら松村大臣があるいは途中で大臣をやめるといふような場合もないとは限らない。他の方々が大臣になつて、そのときに松村大臣の言われた通りに果してなるかどうかということ

は、ここに必ずしも保証ができないと私は思ふのであります。こういうような点について、この教育委員会の原案送付権を削ろうとするような動きがあったけれども、とにかく松村大臣との交渉によつて一応これは食い止められた。しかしながら実質上ほとんど送付権をなくしたと同じような内容を持ってここに現れて参つておる。そして行政の首長が財政の再建計画について予算を調製する。明らかに自主的に教育予算は行政首長の調製権によつて切り盛りされてしまふ、かように私は考えるのであります。もう一度自治庁長官の御見解を承わりたいのであります。

○川島国務大臣 赤字団体が財政の立て直しをやるというのであります。それから、当然従来のような考え方の財政運営は切りかえまして、新しい構想に基いた運営をしなければならぬのであります。そのためには経費の圧縮は当然起ります。ただいまの御議論ですと、そのすべての教育費にしろ寄附が来るような御見解でありますけれども、これは文部大臣も私も繰り返して申し上げる通りに、教育費でありまして、福祉施設のような義務費は優先的に計上されるのであります。そして、私が考えるところは、主として単独事業費などになるんじゃないかと、教育費はむしろ第一位に優先的に尊重されることは当然でございます。原案送付権についてのお話がありましたが、政府部内におきまして案を作りますときには、いろいろな研究をいたしております。原案送付権を削除する

方がいかに悪いかということも一つの問題でありますけれども、これを残したということは、とりもなおさず教育委員会を尊重した現われであるということをお断り願ひたいと思ふのであります。

○小牧委員 次にもう一つお伺い申し上げたいのは、地方自治法一部改正案の第二百三十九条の三であります。普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に關する規則その他の規程の制定又は改正が新たに予算を伴ふこととなるものであるときは、これがため必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正することができない。これは御承知の通り現行の自治法にはないところの全く新しい規定であります。御承知の通り教育委員会は教育行政上必要な規則、あるいはいろいろな規程というものも制定する準立法的な権限を持つておることは御承知の通りであります。これによつて教育委員会はいわゆる独立の機関として、独立の立場から教育の民主化、教育行政の推進に當るといふ建前になつておるわけでありすが、これが「地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に關する規則その他の規程の制定」というものができないとすると、なるほど「予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間」といふような、多少の条件がついてはございますが、明らかにこの規則あるいは規程の制定権をその間停止するといふように私は解釈をいたしておるのであります。先ほど来

は、ここに必ずしも保証ができないと私は思ふのであります。こういうような点について、この教育委員会の原案送付権を削ろうとするような動きがあったけれども、とにかく松村大臣との交渉によつて一応これは食い止められた。しかしながら実質上ほとんど送付権をなくしたと同じような内容を持ってここに現れて参つておる。そして行政の首長が財政の再建計画について予算を調製する。明らかに自主的に教育予算は行政首長の調製権によつて切り盛りされてしまふ、かように私は考えるのであります。もう一度自治庁長官の御見解を承わりたいのであります。

○川島国務大臣 赤字団体が財政の立て直しをやるというのであります。それから、当然従来のような考え方の財政運営は切りかえまして、新しい構想に基いた運営をしなければならぬのであります。そのためには経費の圧縮は当然起ります。ただいまの御議論ですと、そのすべての教育費にしろ寄附が来るような御見解でありますけれども、これは文部大臣も私も繰り返して申し上げる通りに、教育費でありまして、福祉施設のような義務費は優先的に計上されるのであります。そして、私が考えるところは、主として単独事業費などになるんじゃないかと、教育費はむしろ第一位に優先的に尊重されることは当然でございます。原案送付権についてのお話がありましたが、政府部内におきまして案を作りますときには、いろいろな研究をいたしております。原案送付権を削除する

方がいかに悪いかということも一つの問題でありますけれども、これを残したということは、とりもなおさず教育委員会を尊重した現われであるということをお断り願ひたいと思ふのであります。

同僚門司委員あたりからも、同じような対等の団体が他の団体に対し指揮監督をする、あるいは命令をするということは憲法に触れるのではないかと、いろいろな御質問もありましたが、明らかにこれは行政の長の下部機関として認められた方から、こういうような法案が作られたのではないかと、かように私は考えるのでありますが、これに対する大臣の御見解を承わりたいのであります。

○川島國務大臣 議院に各種の案件を出します場合、予算の伴うものは当然財源の措置がなければ出してはいかぬ、こういう規定でありまして、地方財政というものを健全、合理化させるためには、これは当然の措置であるとして私は考えております。

○小牧委員 大臣はこれを当然の措置であるというふうに、ただいま御答弁があったようであります。そういうような考えからこういつた法案というものができておるとするならば、これは先ほど来私が申し上げる通り、段階的に教育委員会または地方議会というところに相当な権限の圧縮を試みる、こういう考え方がここに露骨に現われておると私は考えるのであります。もしもこういういたものが実施されるとするならば、なるほど原案送付権は認められたけれども、これはもう実質上、教育委員会の権能というものはほとんど停止せられることになり、先ほど来申し上げる通り独立の機関として、教育行政に關しては独自の立場からいろいろな規程や規則を制定して、そうして教育行政を推進してきておる。これが制定することができないということになりますれば、いかに

原案送付権が認められておても何もこれは意味がない。全然原案送付権を認めた意味がない、私はかように信ずるのであります。もう一度大臣の御見解を承わりたいのであります。

○川島國務大臣 この条項は教育委員会の原案送付権とは少しも関係がないのであります。財源の措置のできないような案件を出してはいかぬ、こういうのであります。たといこの条文がありましても、教育委員会の原案送付権というものは依然としてあるのであります。かりに議院に対して長と異なった教育委員会の原案が出ましても、それは歳入と歳出とを勘案して適当なところでもってこれを取り扱うわけでありまして、いかなる場合でも財源のない予算を組むということとは地方の赤字が累増するばかりでありまして、これをとめようというのであります。それから、直接教育委員会の原案送付権とこの条項とは関連性を持っておりません。

○小牧委員 長官自身はこの条文をそういうふうな解釈されるでしょうが、私はさような考え方は納得できないのであります。この法案は何らかの形でそういう内容を持っておるとは否定し得ない。従ってここにこういう教育委員会の規則制定権を無視する案が出されたことは当然な措置であるということになると、先ほど来私が申し上げる通り、行政の長によって根本的に財政の制約を受けるということは、これはもうだれしも否定し得ないであろうと思ふのであります。しかしながら先ほど来松村文部大臣あるいは自治庁長官も、これはあるいは言葉は幾らか

違つておるかもしれませんが、決してそういうふうな制約を受けることはなというふうなことをたびたびここで言明をされておるのであります。なるほど規則や規程でありますから、全体の予算にわたるということはありませんが、やはりその中にはそれぞれの地方においてそれぞれの特色に応じた教育を行うために、教育委員会の独自の立場からこういつたことは必要である、ただ単にこれが財政を伴うということによって制定権を奪われるということでは、とうてい円満なる地方行政の推進はできない。よろしくこういつた条文は削除されるべきである、かように考えますが、大臣の御見解を承わりたいのであります。

○川島國務大臣 この条文が財政措置に制約を加えることは当然でありまして、その必要でこの条文を作ったのであります。けれども、それがすぐに教育に及ぼすことになるお考えになることは少し間違ひでありまして、繰り返して私も文部大臣も申し上げておるに、地方財政のうちの教育費というものは義務的経費でありまして、しかもそのウェイトは重いのでありまして、から、教育費は他の経費に優先される性質を持っておるのであります。こういう条文がありましても、これがすぐ教育に及ぼすこととお考えになることは、何でもかんでも今度の改正案が教育委員会をいじめたり教育費を削減するんだという前提の上に御質問下さると、そういうことになるのですが、決してそういう考えはないのであります。

○小牧委員 同じようなことを繰り返しますと時間がかりますから申し上げませんが、なぜ申し上げるかといひますと、最初に申しましたように原案送付権を入れるか入れないかというところが大きな問題になって、文部大臣と自治庁長官の協議が重ねられた結果削除された。この交渉の経過から私はこれを申し上げておるのであります。さらに文部委員会における文部大臣との御質疑応答の中で、あるいはまた辻原委員からの、総理大臣をここに呼んで質問をしたいという問題とも関連いたしまして、教育委員会制度の根本の問題に觸れまして、文教委員会においてもいろいろ質疑が展開され、松村大臣も、通常国会までには何らかの成案を得たいという答弁をはっきりしておられます。で、こういつた地方財政再建促進特別措置法案の中にいろいろ盛り込まれた教育委員会に關する規定、これがやはり何といつて教育委員会制度の根本にも今後重要な影響を与える、かように私は関連性を確信いたしておるがゆゑに、ここでのいろいろ御質問を申し上げたのであります。この問題は一応ここで打ち切ります。

最後に地方財政再建促進法案の中の第十一條でありますが、財政再建計画の策定、またこの実施に關しまして、この第十一條は議会の審議権というものの相当制限を加えておる条文に相なっておりますのであります。この法案によりますと、行政の首長が提案する財政再建についての申し出、または関係議案の議会の審査については非常な制約を加えておる。審議期間を限定しておる。また行政の首長に解散権を与えておる。これによって現在の地方議会の権限は大幅な制限を受けて参る。地方財政再建促進法案と今回の自治法一部改正とは不離一体、密接不可分の内容

を持ってここに提案されておるわけでございます。なかなか先ほど来申し上げる通り、教育委員会その次には地方議会、こういうものの権限に大幅な圧縮を加えておる。といひますのは端的にここにも現われて参つておるのであります。こうなりますと、実質上地方の議会は有名無実あるいは行政の首長の諮問機関的な性格に転化してしまふおそれがある。戦時中地方議会には参事会というものがあつて、ほとんど一方的に行政の首長の権限が行使されて参つた。再び戦前のあの姿に逆行するのではないかと、こういうことがたびたび大多数の方々から主張されておるのであります。いかなる理由によつてこのような法案を作られたか、まずこれをお伺ひ申し上げたいのであります。

○川島國務大臣 お話の要旨はおそれく長の信任、不信任の場合において、過半数でできる、これが従来と異なるじゃないか、この点だろと思うのであります。現在のところ、地方議会の多数と違つておるところが数カ所あります。こういうところは何とかも政治が不明朗になりまして、すっきりした政治が行われていないのであります。そこで多数決の原理に従ひまして信任、不信任は議会の過半数でやることとができるとする方が、政治の本旨にかなうんだ、こういう考え方で再建促進法にも、また自治法の一部改正にも入れたわけでありまして、この条項がありまします。直ちに議院を無視したとは言えないのであります。ことに今戦前の話を御引用になりましたが、戦前の知事は官選知事でありまして

けれども、現在は議会と同じく公選による知事なでありまして、全く前とは趣きが違つておるわけでありまして。

○小牧委員 いろいろ個々の地方公共団体の内容に關してお話がありました。が、公共団体が財政再建をしようという場合に、行政の首長が財政再建計画を作り、これを議会に諮る、こういう問題であります。もしこの条文の通りで参りますと、これは行政の首長が勝手に、ほとんどその首長の意思によつて財政計画を作り、これに對して議会の意見というものは反映されない、こういうことになるであらうと思つておりますが、いかがでありますか。

○川島國務大臣 この条文によりまして、不信任とみなす、こう書いてあるわけでありまして。不信任の議決があつた場合には長が辭職をするか、議会を解散するか、こういうことになるのであります。再建計画を考える際には一応住民の批判を仰いで、長の作つた再建計画を実行するのがいいのか、それともそれを改めるのがいいのかというところを、住民の意思に問うという考へ方でありまして、これこそ民主政治の本旨を体したものだと思はれております。

○小牧委員 だいぶ時間が経過いたしましたので、もう一つ質問をいたしまして終りたいと思つていますが、こういう問題については、専門の委員会である地方行政委員会の方から、今まで相当十分な質問が展開されたことであらうと考へるのであります。従ひまして私重複いたしますのでさういった質問は避けまして、最後に財政再建のために行なうべき財政再建債の利子を規定した条文がございます。六分五厘をこ

て八分五厘までは政府が負担する。なるほどさういふ規定はあるわけでございますが、この考へ方は今日までの赤字の原因というものを、先ほど来野原委員あるいは私からいろいろ質問いたしました。が、何と云つてもその大半は地方公共団体の側にあるという考へ方の上に立つておるがゆゑに、この大部分の利子を地方側に負担させるということになつたものであらうと私は考へるのであります。これはこのことを論争いたしましたにありやと云ふことが問題であります。私はやめませんが、さういふ再建債の利息の問題、あるいはまた今日までの六百億に近い赤字の救済のための財源措置の問題、これはすべて関連しておる問題であらうと私は考へます。今日各政党的間におきましても、地方交付税の率を現在の二二%から少くとも二七、八%に引き上げて、さうしてこの新たな財源措置によつて抜本的に地方公共団体の側の赤字を救済して参らなければならぬ、赤字を救済する必要があるという声が相當に出て参つておることは大臣も御承知であらうと考へます。さういふことからは考へますと、この利子を地方側の負担とするということ、これは、私はどうしても納得ができません。これはやはり何と云つても全額国の方で負担すべきものである、さういふ一貫した考へを私は持つておるのであります。が、大臣はさういふに訂正する御意思はございませんか。

○川島國務大臣 ただいまの御議論のような考へ方も確かに各方面にあるのでございます。かりに無利子になつても六分五厘をもう少し下げたらよろうというところもあるものであります。ごもつともな議論だと私も拝聴いたしておるのであります。が、赤字ができました地方公共団体としては、健全な財政運営をやつておる地方公共団体とは全く違ひまして、その責任のある部分は地方公共団体にあるのであります。から、さういふところを對しまして、特別な優遇をするということ、從來健全な運営をやつてきた団体との見合ひもありましてどうかということ考へて、一応普通政府資金の利子であります。しかし御意見はごもつともな点もありますので、つづしんで拝聴いたしておきます。

○小牧委員 時間がありませんのでこの辺でやめますが、要するに先ほど来いろいろ御質問申し上げます通り、私もこの二法案の内容についていろいろ疑問とするところもたくさんございまして、また非常に不満であり、これに反對しなければならぬ点がたくさんあるように考へておるのであります。しかしながら、何と云つても今日の窮迫する地方財政を救済しなければならぬといふことは、先ほど申し上げました通り何人といふことも否定し得ないところでございまして、ただこの救済の方法についていろいろ考へが違ひ、因は地方側に責任がある、地方側は国の方に責任がある、さういふ責任のなすり合ひをいつまでも續けておつたのでは、この危機に瀕しておる地方公共団体——もう給料も払えない、あるいはまたいろいろな品物代も払えないといふような地方公共団体もたくさん出て参つておるようでございます。従ひましてさういふ一まずこ

れを救済するといふことが根本ではないか。私はいかに考へるのであります。救済する方法には、地方側の権限に大幅な圧縮を加えて、さうしてその中から財政再建計画等を作らしてこれをやつていこうという考へ方、あるいはまた、まず何よりもこの苦しんでおる地方財政に政府の財源を与えて、しかる後にこれを合理化していくといふようないろいろの考へ方があるわけでありまして、私は、まずこの焦眉の急である地方公共団体の財政の窮乏を救済しなければ、おそらくこの状態を続ける限りにおいては崩壊するであらうと思はれるところが全国相當あるものであります。従ひまして、ここにさういふいろいろな法案ができておりますけれども、まず地方交付税の税率を改訂いたしましてこの率を引き上げて、さうして将来赤字の出ない地方財政計画の樹立ということに根本的に着手して参る必要があると思つてございまして、大臣は今直ちにさういふ態度に出る意思があるかないか、最後にこれを伺ひたいしまして、私の質問を終ります。

○川島國務大臣 地方財政の赤字を解消するのには、第一に機構の点から検討しなければならぬのであります。現在の機構のままでは依然として赤字が続出するおそれがあるものであります。この点に改訂を加えて、同時になおその上に足りないものはこれに財源措置をするといふお話はごもつともであります。ただ財源措置をする場合に、お話のように交付税率の引き上げ一本でいくのか、それとも他の方法でいくのかといふことは、いろいろ構想を持っておるのでございます。

何といたしまして、数年にわたつたりして六百億に近い赤字であるし、しかも今日の地方行政の機構といふものが膨大になつておまして、三十年代限りでこれを解消するわけにはいかないものであります。そこで三十年代、三十一年度兩年度にわたつたりして根本的な機構の改革もすれば財源措置もしよう、さう考へておるのであります。私どもはただいま御審議願つておる再建債法だけで地方の赤字が解消するとは決して考へていない、適當なる措置は必要だ、さういふふうに思つております。

〔門司地方行政委員長代理退席、大矢地方行政委員長着席〕

○大矢地方行政委員長 小林信一君。

○小林(信)委員 だいぶ時間が延びておりますので、簡単に質問申し上げ

ます。第一に、先ほどの御答弁の中に、この法案は赤字で窮迫しておる地方財政を再建するための新しい財政運営である、さういふ言葉があつたのでありますが、なるほど現在の地方財政の窮迫する根本の問題は、おそらく地方に責任があつて、地方行政の運営の中にいろいろ問題もあつたかもしれせん。先ほどの質問者は、国の方の責任の点が重大であるといふことを言われたのですが、ないこともないと思つたのです。しかし長官が新しい財政運営をやるんだ、さういふふうなことを言われまして、これは単なる特別措置でなくて、長官においては地方行政に對する何か新しい形態があつてこいを順次植えていくのだといふやうな印象を持つのですが、その点、長官のこの法案を出すについての骨格となる

を再建するといふことが根本ではないか。私はいかに考へるのであります。救済する方法には、地方側の権限に大幅な圧縮を加えて、さうしてその中から財政再建計画等を作らしてこれをやつていこうという考へ方、あるいはまた、まず何よりもこの苦しんでおる地方財政に政府の財源を与えて、しかる後にこれを合理化していくといふようないろいろの考へ方があるわけでありまして、私は、まずこの焦眉の急である地方公共団体の財政の窮乏を救済しなければ、おそらくこの状態を続ける限りにおいては崩壊するであらうと思はれるところが全国相當あるものであります。従ひまして、ここにさういふいろいろな法案ができておりますけれども、まず地方交付税の税率を改訂いたしましてこの率を引き上げて、さうして将来赤字の出ない地方財政計画の樹立ということに根本的に着手して参る必要があると思つてございまして、大臣は今直ちにさういふ態度に出る意思があるかないか、最後にこれを伺ひたいしまして、私の質問を終ります。

御方針を承わりたい。

○川島國務大臣 現在の地方機構なり財政措置なりがこのままでいいのでは決まてないのではありません。当然これに改訂を加える必要があります。しかばどういふふうな機構の改革をするかというお尋ねであります。関係閣僚間で相談いたしておる最中でありまして、これをここで申し上げるだけの段階には至っておらないのであります。ただし何らかの措置をする必要があるという事は、閣内においても意見が一致しておる所でござい

○小林(信)委員 大体その点はそれで終りますが、やはり何かそうしたお考えを持ってこの問題に臨んでおられるようございしますが、それを今明日にすることができないとすれば、これは質問できないわけですか。その中に、地方の教育行政に対してどういふお考えを持っておるかというのを私はそれに関連してお尋ねしたかったのです。が、今機構中であるとするならば、私はその問題はいずれの機会に譲ります。次の質問に移ります。

まず私は、こういう特別措置をする場合に、忘れてならない点をしっかり確認しておかなければならぬと思うのでございします。それは言うまでもなく地方行政というものは戦後中央集権の形から分権の形に移行して、これを目下育成しておる段階である。これをもし特別措置によって破壊するようなことがあってはならない。これは地方行政問題でございします。本日ここで討論をする必要はないわけでありまして、それと同時に、この地方行政の中に独立いたしまして教育行政があるわ

けでございします。この教育行政は独立はしましたものの、やはり目下育成しなければならぬ段階だと思ふのでございします。赤字財政によって地方の行政というものが崩壊の状態にあるからといって、この本旨をわれわれが忘れてしまったら、せっかくきょうまで育ててきたことが、すべて徒勞に終るわけですが、私はそういう点で大臣に聞きまして参りたいと思ふのです。要するに教育行政というものは完全な独立をさせなければならぬ。決してそれは横暴にふるまう独立の意味でなくて、地方行政の一環の形で独立する、

こういう点を考えてしかも現在地方の教育の実情がどういふふうに進んでおるかというのを忘れてはならぬと思ふ。私が今さら申し上げるまでもなく、戦争最中にはなんとうに見離された教育の施設というものは、戦後新しい制度と一致してきょうまで施設が除々に整ってきたわけでございます。一面教育行政の独立と同時に、施設の完備というようなことが努力されてきたわけでございます。しかし必ずしも現在これが完成しておる段階ではなくて、行政の実態から考えれば、ようやく内容を充実するといふふうな状態だと思ふのでございします。簡単に申しますれば、実験用具を設備するとか、運動用具を充実するとかいふ今の段階だと思ふのであります。しかもこれらの問題が、国の政治は新しい教育制度を作ったのですが、しかし校舎を建てるにいたしてしましても、あるいは内容を充実するにいたしてしましても、父兄の負担というものが相当過重にかかってきょうまでやってきたわけなのでございします。しかもこれは父兄のほんとう

に教育を重視する、子供を愛する、こういう気持から生まれてきたものではないのでございまして、こうしたものをもしこの特別措置が後退させるとか、あるいはゆがめるといふようなことがあつてはならないという考えを私持っておるものでございしますが、もちろんこの措置を行います、企画いたしまする長官としましては十分御考慮のことと思ひますが、あらためてここでこの教育行政のあり方、そして戦後の地方の教育施設の延ばれてきた過程、こういうものを考えていただいて、いかなる注意を払い、これに対してどういふふうな考慮をなされるかお伺いしたいのであります。

○川島國務大臣 教育行政の独立性を尊重することは当然であります。地方の教育施設を見ましても、今もって二部教育のところもありますれば、老朽校舎で改築できないところがたくさんあるものであります。そういうところに対しては、文部省においても相当の考慮を払っておるわけでありまして、繰り返し申し上げるうちに、この法案は決して教育の独立性を害したり、教育を圧迫したりするといふようなことは意味しておらぬのであります。ただ地方財政の健全化をはからうというだけでありまして、健全化をはかる場合においては、ある程度地方財政に圧縮を加えるのは当然でありますけれども、その場合におきましても義務費である教育費は優先されるのだといふことを繰り返して申し上げておるものであります。御趣意の通りに私も考えております。

○小林(信)委員 それは長官から先ほど来私もたびたびお聞きした点で、そ

の点は長官がこれほど重責をになつて以上、そんなにわれわれが心配することはないと私は思ふのです。私の申し上げたのは、戦後十年間、新しい教育制度に従つて苦しい財政の中で父兄が教育のためにあらゆる犠牲を払ってきたのだ、それが今まだ発展の段階であつて完成の途次である、これをどういふふうなこの苦しい財政の中で、こういう企画の中でも満足させていくか、そして教育行政というもののがその独立性を法的には与えられておられますけれども、しかしこれはもとより最近の地方財政の苦しい状態からは、その独立性というものをかえつて失われるような状態にあるわけなんです。そういう点にいかん長官は考慮を払つて、そういうものの育成を努力するかというのを私はお聞きして

いるわけなのであつて、そういうふうなものに阻害しないのは当りまえのことなんです。いかに苦しい中でそういう重大な使命を果していくかといふことを私はお伺いしておるわけなので

○川島國務大臣 この法案は教育委員会に対して過大な圧縮をしようとは考えていないのであります。現在の教育委員会を尊重しておるのであります。教育委員会と地方の長、地方の議会とが三位一体となりまして地方の教育というものの向上をはかることは当然であります。私も地方に命令をしまして教育行政というものをせつ々完成しようと思つておる。地方教育制度というものをここで拍車をかけて――圧迫をするなんという事は一向考えておりません。

○小林(信)委員 長官はだいたいそういうことを今まで質問されたようで、すべてそういうふうにおとりになるのです。私はもつと建設的に考えていたたかなければならぬといふことでお伺いしておるのですが、相変らずその圧縮とあるいは機能を抑制するとかいふようなことはしない、こうおっしゃるのですが、私はもつと苦しい財政の中で、こういう計画をしながらその本来のものをいかに伸ばしていくかといふことをお聞きするわけなので

す。そこで具体的に御尋ねいたしますが、赤字財政も各府県まちまちだと思ふのです。そういう場合に圧縮しない、機能を停止しないといふふうなことだけでなく、苦しい財政であるからやはりどこにも一応はそういうものは

かかつていくだらうといふような先ほどの答弁でございしますが、苦しい果は苦しいなりに教育を圧縮する、あまり苦しくなければ教育の方にもあまり影響を与えないといふふうな形をとるのか、教育に限つてはいかなる財政貧困の果であつても、ほかの果に劣らないように擁護をするといふふうなことを条件としてこの法案は進むのかどうかといふことを私はお伺いしておるわけなので

○川島國務大臣 教育に関する指導は文部大臣がやるのであります。財政面から考えますと、私もはいかに赤字団体でありましても、教育が圧縮される、せつ々戦後完成しようとする民主的教育というものが逆行するやうなことはしたくない、またすべきものでないと考えておりますが、これは自治庁長官が各地方団体に勧告したりまた注意を促したりする事項ではないのであります。各地方々々で

更を加えることができるというふうにあるのですが、この場合第三條の二項の方には各省各庁の長と協議をして、そうしてこの変更を加えるというふうなことがあるわけで、文部大臣ももし教育行政の面で変更を加えられような場合には相談にあずかるのでしようが、しかしこの条文を見ますと、文部省も各省と同じようになっていくところが私には残念に思うのです。教育行政というものは地方において独立する、その独立性を確保するというところに先ほど申しましたような大事な点があるわけなんですから、もつとこの際文部大臣のあり方というものが他の諸官庁の長よりも重きをなすようにしておかなければ、これは地方自治庁というただ地方自治をつかさどる者が財政の面からして教育行政を握るというふうな形に陥って、かつての内務省が教育行政を握って中央集権の形に持っていたというふうな形と同じ形になるわけでございますが、そういうことは心配ないのかどうか、あるいは特別な御配慮がなされるかどうか、お伺いいたします。

○川島國務大臣 ここに書いてあります補助金、負担金を支出する役所は、文部省があり、厚生省があり、特に金銭的にいえば建設省と農林省が多いのであります。特にこれらの役所に差別をつけて文部大臣だけを書くことはどうかと思ひます。教育の重大性はいずれもよくわかっておるのであります。が、法文の中に特に文部大臣ということを書く必要はないのじゃないか。自主的に文部省の意向を尊重しながら地方財政というものを運営していけば差しつかえないじゃないか、こういうふう

うに私は考えております。

○小林(信)委員 元来はこういうことをすれば、非常に心配しております地方分権の形というものがこわされるものであります。こういう権限というものは、いかなる自治庁の長官であつても与えるべきでないと私は考えるのです。もしこれが必要であるとするならば、これは地方自治を非常に侮辱したものであつて、行政権能がないんだというふうにも私は考えられるのですが、特に教育行政について、この変更を加えるというふうな条文がもし教育行政に与へるならば、定員の問題あるいは給与の問題というふうなことに修正が加えられると思ひます。そうならしてしまつたら、これは教育行政に影響するところ大きいのですから、結局中央集権という形に教育行政もなる、こういうふうな形に思ひます。もしもこんなものがこのまま存在するようならば、これはもう地方行政は全然無視されたものである、教育行政は根柢からくつがえされて中央集権に移行するものである。文部大臣は各省の長と同じ立場で差別をつけられるべきものでないというふうにおしやるのです。が、なるほどほかの省からいへばそうでございますが、文部行政の面からすれば、あまりに文部行政のあり方というものが無視されているように考へるものであります。

それからこれは文部大臣おられませんか。だんなでもけつこうであります。が、文部省の方がおいでになりましたらお伺いします。第八條の「財政再建計画の達成のため必要な予算の執行その他政令で指定する事項の執行については、あらかじめ、当該財政再建団体

の長に協議しなければならぬ。」この協議というものは、上の方から下の方にする場合に、意見を聞いてと書くのが法文の特徴であります。下の方から上の方に話をする場合の協議しなければならぬというふうになつてゐることもこれは重大な問題で、教育行政に關する限りこういう文字についても文部省はどんなふうにかへるか聞いておかなければならぬのでございませう。そこで最も重大な問題は、必要な予算の執行その他政令で指定する事項の執行については、とこうあるのです。が、これはあらゆる委員会に該當すると思ひます。この法文がすでに政府として作られた以上は、文部省においてはその政令の内容については御承知だと思ひますが、どんな内容でも出てくるわけではございませんか。

○緒方政府委員 これはここにありますように、教育委員会だけじゃございませんで、教育委員会及びその他の委員会全般に關する問題であります。従いまして、政令の内容につきましましては、自治庁の方から予定されているものを御答弁願つた方が適當であらうと思ひます。それから御了承願ひます。

○後藤政府委員 お答えいたします。八條の政令に指定する事項と申しますのは、たとえば学校の施設でありますとか、予算外の負担を伴う契約の締結でありますとか、そのほか職員の仕事、昇給、昇格等に関する一般的な方針を私ども考へております。

○小林(信)委員 というような一般的なことが考へられているようですが、それが私非常に危険だと思ひます。事教育行政に限つては、先ほど申し出ておりますように、教育行政の独立と

いう意味からしましても、はっきりこういうところに明文文化して、單なる政令で指定する事項というふうなことでなくて、内容を明白にしておかなければならぬ問題だと私思ひます。これは教育委員会に限つたことでなくて、あらゆる委員会が要するところだと思ひます。文部省としまして、今説明されたような内容をやはり了解されておると思ひますが、これはほんとうに了解されておるでしょうか、もう一度文部省からお伺ひいたします。

○緒方政府委員 その団体が財政の再建整備をいたします場合に、その再建計画の達成のために必要な予算の執行その他点につきましましてこれを長と協議をするということにつきまして、私は、私必要なことであらうと考へます。文部省としてもこの点は了承いたしておる次第でございます。

○小林(信)委員 それは内容とはにかく、こういうところに明白に成文化しておく必要があると思ひますが、そういう必要がないのか、そこに私はお伺ひするのです。

○緒方政府委員 これは政令で定めるといつて政令に譲つてあるわけですが、この政令で定める場合には、あるいはさらに政府間でいろいろ相談をいたし、協議をいたしまして定めるということになると考へます。かような規定をいたしまして政令に譲るといふことは、これは普通とられる方法でございまして、この点につきましても私ども了承をいたしております。

○小林(信)委員 重ね重ね申すようにございしますが、教育行政のあり方というものが他の行政と違つておる点を考へえまして、またほかの一般常識から考

えまして、そういう例があるのだというふうなところで了解されておることには――政治全般の運営というところに文部省が協力されればいざ知らず、教育行政というものがほんとうに確立されなければならぬ時期にあつて、そして当初申しましたように、父兄の犠牲できょうまでそれが充實してきたことを考へるとき、また日本の再建はほんとうに教育でやつていかなければならぬという根本的な問題を考へますとき、こゝに、こゝにこゝに簡単に譲つておいて、将来に禍根を残しはしないかと私は思ふものであります。そこでさっきの協議という言葉、あるいは今度県の教育委員会が市町村の教育委員会に何かを尋ねる場合には、これはただ意見を聞くというだけであります。が、こゝに「この字句の上から制約されるものはないのか。同じような言葉であるとするならば、やはりこゝにこゝにこゝに協議というふうに直したらいのじゃないかと思ひますが、そういう点は文部省としてはどういうふうにか考へておられますか。

○緒方政府委員 意見を聞くといふのは第九條の第一項に出ておるわけですが、これは市町村ごとの定数をきめます場合に、現行法におきましては市町村の教育委員会が都道府県の教育委員会に協議をしてきめるといふことになつております。しかしながらこれは、教職員の給与の負担は都道府県でいたしておりますので、その都道府県が財政再建をいたします場合には、この定数をきめます場合に都道府県の教育委員会の方に指導的な立場を与え

も、市町村の教育委員会の意見を十分聞いてやる、こういうことであります。従いまして、この限度におきましては意見を聞くという程度でいいのじゃないか、協議をする場合と意見を聞く場合とをやはりその程度によりまして区別していいのじゃないかという事でございます。それで、第九条第一項の場合は意見を聞くでいいのじゃないか、かように考えていたしたわけがあります。

○小林(信)委員 これはそのほかに、そういうふうな相互的な関係は第九条の二項の終りに、一般的指示をすることができるとあるわけですが、こういう命令的な言葉を簡単に扱っておる。長官は、教育行政というものに対して干渉しないとか、あるいはすべての圧縮をここに持っていくことはしない、こういうふうに言われておるのです。が、そういう点が私たちに非常に心配でならないわけです。もっと教育行政の現状というものを考えていただくならば、これを守り育て、擁護し、発展させる方途というものをこの中に十分入れておかなければならぬと思うのです。この法案による計画というものは、一本の木が枯れかかっておる、本来これを成長させるためには肥料をくれないければならぬが、その肥料をやるのを怠って、枝葉を切って、吸収分を少くして、木の生命を存在させようという形になりはしないかと思う。財政的な裏づけ、つまり肥料の部分というものは何もこの中では認められない、上に徒長する部分はいいかもしれないが、その根幹をなす教育行政というものはさみを入れて切っても、木さえ生きておればいいという形になり

はしないかと思いますが、とにかく教育問題というものは、この十年間父兄があらゆる犠牲を払って育ててきたものであり、日本再建の大事な基盤となるものですから、これを完全に伸ばすような生命がこの中に盛り込まれておらなければならぬはずだと思ひますが、残念ながらそういうものが見られない。かつて文部委員会で私たちは各党派を超越して教材費というものを計上したことがあります。これは父兄のいわゆるPTAの形で出す寄付金というものが膨大になり、それが学校の教材に使われるが、これを国が負担してもいいのではないかとということで教材費というものを計上した。ところがこれがいよいよ流れると、地方自治庁は各町村において計上した教材費は、備品費、消耗費に該当するものであるから、これを流用しろ、そういって父兄が寄付で負担しておいて運動具を買うとか、実験用具を買うとか、そういうものに回す趣旨のものを、地方自治庁はそれを曲げてまいこうということを私たちは今まで見てきておりますが、そういう点が多分にあることを遺憾に思ふわけでありまして、自治庁長官はそういうことは絶対にないと簡単に考えになつておられますが、以上のような点から考えて、再度の御検討をお願いして私の質問を終る次第であります。

○大矢地方行政委員長 他に質疑がありませんので、本連合審査会はこれをもって散会いたします。

午後三時三十七分散会